

平成 2 7 年 2 月 2 5 日

第 1 回 瑞 浪 市 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 2 号)

議 事 日 程 (第 1 号)

平成27年 2月25日 (水曜日) 午前9時 開議

日程第 1 諸般の報告

- 1 随時監査結果の報告
- 2 例月現金出納検査結果の報告
- 3 提出議案の受理報告
- 4 説明員の報告
- 5 報第 1 号 出資法人の経営状況説明書の報告について
 - 1 瑞浪市土地開発公社
 - (1) 平成27年度瑞浪市土地開発公社予算
- 6 報第 2 号 専決処分の報告について (専第 9 号 和解及び損害賠償の額を定めることについて)

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 市長所信表明

日程第 4 承第 1 号 専決処分の承認について (平成26年度専第 8 号 瑞浪市土砂災害防止対策事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について)

日程第 5 議第 2 号 瑞浪市まちづくり基本条例の制定について

日程第 6 議第 3 号 瑞浪市市民まちづくり会議設置条例の制定について

日程第 7 議第 4 号 瑞浪市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 議第 5 号 瑞浪市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 9 議第 6 号 瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議第 7 号 瑞浪市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例及び瑞浪市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議第 8 号 瑞浪市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

日程第12 議第 9 号 瑞浪市積立基金条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 議第10号 瑞浪市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 議第11号 瑞浪市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15 議第12号 瑞浪市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第16 議第13号 瑞浪市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第17 議第14号 瑞浪市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに

- 指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議第15号 瑞浪市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定について
- 日程第19 議第16号 瑞浪市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議第17号 瑞浪市幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議第18号 瑞浪市分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議第19号 瑞浪市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議第20号 北野辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第24 議第21号 訴えの提起について
- 日程第25 議第22号 市道路線の廃止について
- 日程第26 議第23号 市道路線の認定について
- 日程第27 議第24号 瑞浪市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第28 議第25号 平成26年度瑞浪市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第29 議第26号 平成26年度瑞浪市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第30 議第27号 平成26年度瑞浪市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第31 議第28号 平成26年度瑞浪中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第32 議第29号 平成26年度瑞浪市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第33 議第30号 平成26年度瑞浪市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第34 議第31号 平成27年度瑞浪市一般会計予算
- 日程第35 議第32号 平成27年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第36 議第33号 平成27年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第37 議第34号 平成27年度瑞浪市介護保険事業特別会計予算
- 日程第38 議第35号 平成27年度瑞浪市介護サービス事業特別会計予算
- 日程第39 議第36号 平成27年度瑞浪市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第40 議第37号 平成27年度瑞浪市駐車場事業特別会計予算
- 日程第41 議第38号 平成27年度瑞浪市下水道事業特別会計予算
- 日程第42 議第39号 平成27年度瑞浪市水道事業会計予算
- 日程第43 発議第2号 瑞浪市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

第1 諸般の報告

1 随時監査結果の報告

- 2 例月現金出納検査結果の報告
- 3 提出議案の受理報告
- 4 説明員の報告
- 5 報第1号 出資法人の経営状況説明書の報告について
 - 1 瑞浪市土地開発公社
 - (1) 平成27年度瑞浪市土地開発公社予算
- 6 報第2号 専決処分の報告について（専第9号 和解及び損害賠償の額を定めることについて）

第2 会議録署名議員の指名

第3 市長所信表明

第4 承第1号 専決処分の承認について（平成26年度専第8号 瑞浪市土砂災害防止対策事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について）

第5 議第2号 瑞浪市まちづくり基本条例の制定について

第6 議第3号 瑞浪市市民まちづくり会議設置条例の制定について

第7 議第4号 瑞浪市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

第8 議第5号 瑞浪市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

第9 議第6号 瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第10 議第7号 瑞浪市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例及び瑞浪市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

第11 議第8号 瑞浪市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

第12 議第9号 瑞浪市積立基金条例の一部を改正する条例の制定について

第13 議第10号 瑞浪市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

第14 議第11号 瑞浪市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第15 議第12号 瑞浪市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第16 議第13号 瑞浪市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第17 議第14号 瑞浪市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第18 議第15号 瑞浪市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定について

- 第19 議第16号 瑞浪市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第20 議第17号 瑞浪市幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第21 議第18号 瑞浪市分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第22 議第19号 瑞浪市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第23 議第20号 北野辺地に係る総合整備計画の策定について
- 第24 議第21号 訴えの提起について
- 第25 議第22号 市道路線の廃止について
- 第26 議第23号 市道路線の認定について
- 第27 議第24号 瑞浪市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第28 議第25号 平成26年度瑞浪市一般会計補正予算（第7号）
- 第29 議第26号 平成26年度瑞浪市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第30 議第27号 平成26年度瑞浪市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第31 議第28号 平成26年度瑞浪中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
- 第32 議第29号 平成26年度瑞浪市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第33 議第30号 平成26年度瑞浪市水道事業会計補正予算（第1号）
- 第34 議第31号 平成27年度瑞浪市一般会計予算
- 第35 議第32号 平成27年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第36 議第33号 平成27年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計予算
- 第37 議第34号 平成27年度瑞浪市介護保険事業特別会計予算
- 第38 議第35号 平成27年度瑞浪市介護サービス事業特別会計予算
- 第39 議第36号 平成27年度瑞浪市農業集落排水事業特別会計予算
- 第40 議第37号 平成27年度瑞浪市駐車場事業特別会計予算
- 第41 議第38号 平成27年度瑞浪市下水道事業特別会計予算
- 第42 議第39号 平成27年度瑞浪市水道事業会計予算
- 第43 発議第2号 瑞浪市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

出席議員（16名）

1番	樋田 翔太	2番	小川 祐輝
3番	渡邊 康弘	4番	大久保 京子
5番	小木曾 光佐子	6番	成瀬 徳夫
7番	榛葉 利広	8番	熊谷 隆男
9番	石川 文俊	10番	加藤 輔之
11番	大島 正弘	12番	水野 和昭
13番	熊澤 清和	14番	舘林 辰郎
15番	柴田 増三	16番	成重 隆志

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職、氏名

市 長	水 野 光 二	副 市 長	勝 康 弘
総 務 部 長	水 野 正	まちづくり推進部長	渡 邊 俊 美
民 生 部 長	伊 藤 明 芳	民 生 部 次 長	正 村 京 司
経 済 部 長	遠 藤 三知郎	経 済 部 次 長	棚 橋 武 己
建 設 部 長	石 田 智 久	建 設 部 次 長	大 山 一 男
会 計 管 理 者	鈴 木 康 晴	消 防 長	有 我 俊 春
総 務 課 長	加 藤 誠 二	秘 書 課 長	正 村 和 英
教 育 長	平 林 道 博	教育委員会事務局長	伊 藤 正 徳
教育委員会事務局長	小 栗 茂	企 画 政 策 課 長	小 栗 英 雄
税 務 課 長	宮 本 朗 光	市 民 課 長	小 木 曾 松 枝
市民協働課長	鈴 木 創 造	生 活 安 全 課 長	北 山 卓 見
高 齢 福 祉 課 長	南 波 昇	保 険 年 金 課 長	伊 藤 和 久
健康づくり課長	成 瀬 良 美	農 林 課 長	景 山 博 之
商 工 課 長	成 瀬 篤	環 境 課 長	市 川 靖 則
クリーンセンター所長	横 田 洋 介	土 木 課 長	木 村 伸 哉
都市計画課長	草 野 順 一	浄化センター所長	山 内 雅 彦
教育総務課長	酒 井 浩 二	社 会 教 育 課 長	土 屋 泰 次 郎
スポーツ文化課長	工 藤 将 哉	学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	土 本 典 史
選挙管理委員会書記長補佐	日 比 野 茂 雄	消 防 総 務 課 長	小 倉 秀 亀
警 防 課 長	足 立 憲 二	予 防 課 長	大 津 英 夫
消 防 署 長	小 木 曾 一 喜		

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	可 知 勝 宏	事務局総務課長	奥 村 勝 彦
書 記	加 藤 百 合 子	書 記	奥 村 香 織

○議長（熊谷隆男君）

皆さん、おはようございます。

一昨日の役員選挙、定例会初日でありますけれども、大変ご苦勞様でございました。

また、昨日は新しい、新人の議員の皆さんが一般質問を推敲されているところを見まして、大変感心をいたしました。

本日は、市長の所信表明、そして、補正予算、平成27年度予算の提案があります。大変重要な議案でありますので、真摯に取り組んでいただきたいと思います。

それでは、着座をして議事を進めます。

それでは、ただ今から本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してあります議事日程のとおりでございます。

○議長（熊谷隆男君）

日程第1、諸般の報告を行います。

1、随時監査結果の報告、2、例月現金出納検査結果の報告、3、提出議案の受理報告、4、説明員の報告、5、報第1号 出資法人の経営状況説明書の報告について及び報第2号 専決処分
の報告について（専第9号 和解及び損害賠償の額を定めることについて）につきましては、お手元に配付してあります報告のとおりでございます。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（熊谷隆男君）

次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、議長において7番 榛葉利広君と、9番 石川文俊君の2名を指名いたします。

○議長（熊谷隆男君）

次に、日程第3、市長所信表明をお願いいたします。

市長 水野光二君。

○市長（水野光二君）

皆さん、おはようございます。

本日は、多数の市民の皆さんが傍聴に来ていただいておりますけれども、このたび当選されました16名の議員の今期4年間の活躍を、温かく見守っていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

また、平成26年の副議長を務めていただきました館林議員、そして、監査委員を務めていただきました水野議員におかれましては、本当に一年間大変ご苦勞様でございました。この経験を生かさ

れまして、さらに市議会の発展、市政の発展にご尽力をいただければと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

また、今ご紹介がございましたように、先の役員選挙におきまして、平成27年の議長に就任されました熊谷議員、そして、副議長に就任されました水野議員、そして、監査委員に就任されました榛葉議員におかれましては、この一年間、大変お世話になりますけれども、開かれた議会、そして、市民に信頼される議会を目指されまして、スムーズな議会運営に努められますことを心から期待申し上げます。

さらにまた、各委員会の正副委員長、そして、各委員会に所属が決まりましたすべての議員の皆さんにおかれましても、さらに活躍をいただきますことを期待申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、平成27年第1回瑞浪市議会定例会の開会にあたりまして、私の市政運営に対する所信の一端と、平成27年度予算案の概要につきまして述べさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

平成26年度は、市制60周年という節目の年として、記念式典をはじめ、多くの記念事業を実施してまいりました。

市民の皆さまとともに60周年をお祝いする中で、改めて皆さまの「ふるさと瑞浪」に対する熱い思いを感じ、次の世代に自信と誇りを持って引き継ぐことができるよう、しっかりと取り組まねばと決意した次第でございます。

また、平成26年度は、第6次瑞浪市総合計画の初年度として、未来に向けての確実な布石を打つべく、様々な事業にも取り組んでまいりました。

新保健センターや南小田児童館の建設も順調に進み、新年度より、保健衛生、子育て支援の拠点施設として、皆さまにご利用いただけることとなりました。

現在、国におきましては、人口減少問題の克服が大きな課題として取り上げられ、「地方創生」が盛んに叫ばれているところですが、本市におきましては、既に第6次総合計画に、地域の活性化やコミュニティの維持に大きな影響を及ぼす「人口問題」を、最も重要な課題として位置づけており、その解決に向けて「瑞浪市移住・定住プロジェクト」もスタートさせたところであります。

平成27年度は、第6次総合計画の2年目で、目標都市像である「幸せ実感都市 みずなみ」の実現に向けて、各種事業が本格的に動き出す年であります。

引き続き、人口問題の解決に向け、移住・定住プロジェクトの更なる拡充に努めるとともに、若い世代が安心して結婚・子育てができるよう、次世代育成のサポート事業も推進してまいります。

また、市民の皆さまとともに策定を進めてまいりました「まちづくり基本条例」につきましては、本議会に提案させていただき、本市の大きな特色であり魅力である「市民との協働によるまちづくり」を更に前進させ、市民目線・生活者目線の市政運営に努めてまいりたいと考えております。

議員各位並びに市民の皆さまには、格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、はじめに地方財政に大きな影響があります「国の財政動向」について述べさせていただきます。

だきます。

消費税率8%への引き上げに加えまして、アベノミクスの経済効果により、所得税や法人税をはじめとする税収は、当初の想定を上回る大きな伸びとなっております。

こうした中、今年1月に閣議決定されました「2015年度当初予算案」は、一般会計の歳出総額で対前年度比0.5%増の96兆3,420億円で、当初予算としては過去最大となりました。

これに、今国会で成立しました2014年度の補正予算3兆1,180億円を加えますと、歳出総額は99兆4,600億円と、100兆円に迫る規模となっております。

歳出の増加につきましては、主に子育て支援をはじめとした社会保障の充実や「地方創生」の推進が要因でございます。

安倍政権の看板政策であります「地方創生」につきましては、昨年11月に成立いたしました「まち・ひと・しごと創生法」におきまして、地方自治体に対し「地方版総合戦略」を策定するよう努力義務が明記されております。

これを受けまして、本市におきましても第6次総合計画を基に、人口減少問題の克服、地域の活力の維持を図るための戦略として、平成27年度中に瑞浪市版の総合戦略を策定してまいります。

国や県の動きを注視する中で、本市の特色や個性を活かし、定住促進、次世代支援、雇用の創出など、真に地域の実情に即した「総合戦略」としてまいりたいと考えております。

本市におきましては、景気回復の実感はまだ浸透していない状況が続いております。国におかれましては、地方財政への影響について慎重に検討される中で、政策の推進がなされることを切に期待しているところであります。

続きまして、岐阜県の財政動向でございますが、平成22年度から取り組まれました「岐阜県行財政改革アクションプラン」により、県債残高を減少に転じさせるための県債発行の抑制をはじめ、定員削減などによる人件費の縮減など、歳入歳出両面においてさまざまな対策を講じられた結果、昨年には起債許可団体から脱却されるなど、財政の健全化にも一定の目途がつつある状況となっております。

今後につきましても、引き続き、健全な財政運営に努めていただくとともに、特に本市への影響の大きい地籍調査事業の推進、福祉医療の助成に係る支援、農業生産力の維持や農林業における担い手の育成など、必要な政策課題に加え、リニア中央新幹線の開業を地域の活性化に繋げる戦略的な取り組みについても、積極的かつ迅速に取り組んでいただけることを望むものであります。

続きまして、本市の財政動向について申し上げます。

地方財政の判断基準であります財政健全化判断比率でございますが、平成25年度決算におきましても、4つの指標全てが国の示している早期健全化の基準を大きく下回っており、いずれも健全な範囲内にあります。

市債残高につきましても、新規借入の抑制や繰上償還の継続的な実施などにより、一般会計・特別会計の合計で、平成18年度末と比較しますと約60億5千万円、率にして19.0%の削減を図ることができました。

また、財政の柔軟性を示す指標である経常収支比率につきましては、人件費など経常経費の削減及び、市債の繰上償還などによりまして88.4%と、8年ぶりに80%台に改善いたしました。

しかし、今後も社会保障関係経費である扶助費や、特別会計への繰出金の増加に加え、公共施設などの老朽化に伴う経費の増加も見込まれており、財政の硬直化が懸念されております。

こうしたことから、従前に増して、事務事業の見直しと経常経費の抑制に努めるとともに、歳入の一層の確保を図るため、債権管理体制の強化にも取り組んでまいります。

なお、平成27年度以降に順次整備を計画しております、中学校統合に伴う校舎整備や、市民福祉センター及び保育所施設の改修など大規模事業の財源につきましては、計画的に積み立ててきた基金からの繰入や、計画的な起債の借入などで賄っていくこととしております。

次に、行財政改革についての取り組みでございますが、現在、第4次行政改革大綱の基本方針に掲げました『行政の質の改善』を目指し、具体的な行動計画に沿った取り組みを行っているところであります。

行政改革の方針の1つであります「協働による地域力の育成・向上」につきましては、本議会に提案しました「まちづくり基本条例」を、市民の皆さまとともに策定してきたことに加えまして、学校給食センターの調理・洗浄業務の民間委託を進めるとともに、継続して指定管理施設の運営状況を評価するなど、効率的かつ効果的な行政運営に努めております。

また、行政手法や財政運営の面では、総合計画に掲げる施策評価の実施やホームページのリニューアル、債権整理推進室の設置による債権徴収体制の強化などにより、「質」の向上を図っているところでございます。

公共施設の有効活用や老朽化対策につきましては、既に平成21年度に公共施設見直し計画を策定し、主な施設の見直しの方向性を定め、順次対応してまいりました。

今後、更に市有施設全体の適正配置や管理手法の最適化を図るため、「公共施設等総合管理計画」を策定し、施設の更新、統廃合、長寿命化などを効率的かつ計画的に進めてまいります。

なお、平成27年度は、現行の第4次行政改革大綱の最終年度となります。現在までの進捗状況を確認し、目標達成に向けて取り組むと同時に、第5次行政改革大綱の策定を進めてまいります。

将来世代に負担を先送りすることのないよう、一層の決意を持って行財政改革に臨んでまいります。

続きまして、本市に関わる国等のプロジェクトについて述べさせていただきます。

国道19号瑞浪恵那道路につきましては、中津川市西部に建設される「リニア中央新幹線岐阜県駅」へのアクセス道路として、また、大規模災害時の緊急輸送ルートとして、その重要性は益々増しております。都市計画決定及び環境影響評価が完了し、平成27年度新規事業採択を待つばかりとなっておりますが、慢心なきよう、最後の働きかけを行ってまいります。

新丸山ダム建設事業につきましては、いよいよ「五月橋」建設に向けての測量調査が開始されました。今後は早期完成に向けて強く要望してまいります。

リニア中央新幹線につきましては、事業主体であるJR東海が、昨年10月に国土交通大臣から工

事実施計画の認可を受け、昨年12月末までに県内沿線7市町で事業説明会を開催しております。

市内においても4回の事業説明会が開催されておりますが、この説明会を通じて、井戸水を中心とした地下水への影響、建設発生土運搬時の交通安全など、生活に密着した不安が提起されました。

今後、事業の具体的な進捗に合わせて開催される地元説明会を通しまして、不安解消に向けて地元の理解を得られるよう、具体的な対策を事業者に要請してまいります。

また、平成26年度には、岐阜県知事を会長に岐阜県内42市町村長や経済団体の代表者で構成する「リニア中央新幹線活用戦略推進会議」が発足しました。

本市としましても、引き続き、県や関係機関と連携を取りながら、リニア中央新幹線を活かしたまちづくりに取り組んでいきたいと考えております。

瑞浪超深地層研究所につきましては、高レベル放射性廃棄物の地層処分に関し、研究開発の基盤となる深地層の科学的研究を行う施設として、放射性廃棄物を持ち込まないことや、放射性廃棄物の処分場にしないことを前提に、電力を使用する者の役割分担として受け入れたものであります。

昨年9月に、日本原子力研究開発機構が取り纏められました、「機構改革に係る超深地層研究所計画」の検討結果において、これまでの研究の成果を踏まえ、残された必須の課題が明らかになりました。

その必須の課題は、「地下坑道における工学的対策技術の開発」、「物質移動モデル化技術の開発」、「坑道埋め戻し技術の開発」の3つのテーマで、現在掘削が終了している深度500メートルの研究坑道を中心に、土地賃貸借期間である平成34年1月までを念頭に研究が進められます。

研究所には、引き続き、地域住民や関係機関との信頼関係を築くため、積極的な情報の公開と提供に努められ、市民の皆さまに不安や不信感を抱かれることなく、安全に研究を進めていただくよう要請してまいります。

それでは、事業実施が平成27年度となる「地方創生」に係る平成26年度補正予算対象事業を含め、平成27年度の主要な施策につきまして、「第6次瑞浪市総合計画」の分野別まちづくり計画に沿ってご説明申し上げます。

はじめに、みんなで支えあい健やかに暮らせるまち「健康福祉」の分野についてであります。

地域福祉につきましては、平成27年度からの第3期瑞浪市地域福祉計画に基づき、地域での人と人とのつながりを大切に、地域住民同士の助け合い、支え合いによる支援と公的なサービスの充実を図ります。

更に、「市民福祉センター」の大規模改修を行うとともに、社会福祉協議会と連携し、地域福祉活動の充実や、ボランティア組織の育成を図ってまいります。

社会保障面では、新たに、複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、包括的な相談支援を実施する「生活困窮者自立支援事業」及び、離職により住宅を失った生活困窮者に対する「住居確保給付金事業」により支援をしてまいります。

また、社会保障制度としての国民健康保険事業につきましては、引き続き、健全な運営に努めるとともに、人間ドックの費用の助成を行うなど特定健診の受診率の向上に繋げ、保健指導の強化を

図り、生活習慣病の予防対策に取り組んでまいります。

次に、健康・医療に関する事業でございますが、平成26年度に完成いたします新保健センターを拠点とし、保健事業の一層の充実を図ってまいります。

健康づくり促進の面では、食育や運動の必要性、煙草の害などについての啓発を進め、若いときからの生活習慣病の予防に重点を置き、各種事業を実施してまいります。

疾病予防・医療対策では、新規事業としまして、早期から胃がんを予防するために、30歳代検診時におけるピロリ菌検査の実施や、ドナーとして骨髄等を提供した方と、その方が勤務する事業所に対する奨励金の交付事業を実施いたします。

地域医療体制の充実の面で、本市における救急医療、高度・専門医療の拠点病院として重要な役割を担っていただいております東濃厚生病院に対し、引き続き、運営の補助を行うとともに、東濃厚生病院に勤務していただく医師を確保するため、東濃地域医師確保奨学資金等貸付制度を積極的に活用してまいります。

また、人口減少抑制対策の一環として位置付けた新規事業として、一般不妊治療費と治療に至るまでの検査に要する費用の一部に対して支援を行ってまいります。

次に、子育て支援についてであります。平成26年度に策定しました「瑞浪市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、幼保一体化による就学前教育及び、地域における子育て支援サービスの充実、児童の健全育成事業として、放課後児童クラブ、児童館活動の充実を図ってまいります。

また、子どもの居場所づくり、親の就労支援等、一人ひとりの子どもの成長と、子育て中の保護者の支援を図るとともに、引き続き、ひとり親家庭や中学生までの医療費助成など、子育て世帯の負担軽減に取り組んでまいります。

更に、子育てに関わる支援制度や医療機関、子どもの健康情報や相談窓口などの情報を集約し、わかりやすい情報の発信に努めてまいります。

施設の老朽化対策としては、「みどり幼稚園」の大規模改修工事と、「稲津幼稚園」の大規模改修に係る実施設計を行うこととしております。

障害者福祉につきましては、本年度策定しました「第4期瑞浪市障害福祉計画」に基づき、障がいを持つ方や難病患者の方の障害福祉サービス、相談支援等の提供体制の充実を図り、地域において自立した生活を送ることができるよう支援してまいります。

高齢者福祉・介護につきましても、本年度策定しました「第6期瑞浪市老人保健福祉計画・瑞浪市介護保険事業計画」に基づき、高齢者が住み慣れた地域で、元気に暮らし続けていただけるように、「介護」「予防」「医療」「住まい」「生活支援」を一体的に提供していく、「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取り組みを進めてまいります。

介護保険事業につきましては、正確、かつ、迅速な認定調査により、真に必要な介護サービスに結び付け、介護を受ける方や、そのご家族などの負担を軽減するとともに、適正な保険給付に努めてまいります。

また、増加するひとり暮らしや認知症の高齢者への支援として、地域における支え合いや、高齢

者見守り体制の強化を図るとともに、認知症の早期発見、早期治療に繋げるため、地域包括支援センターの機能の充実を図ってまいります。

続きまして、安全・安心で人と地球にやさしいまち「生活環境」の分野についてご説明いたします。

はじめに、循環型社会に向けた取り組みでございますが、ごみの減量化と資源の有効利用を図るため、引き続き、分別収集の徹底を図るとともに、ごみの減量、リサイクル活動の推進などの啓発に取り組んでまいります。

また、ごみ処理施設につきましては、施設の長寿命化を図るため、保守・点検など適切な施設管理に努めるとともに、不燃物最終処分場については、分別を徹底し、リサイクル率の向上と処分量の削減により、その延命を図ってまいります。

次に、環境保全・エネルギーに関する事業でございます。

環境学習の機会と情報の提供を行うために、毎年開催しております「環境フェア」につきましては、「新エネルギーと環境保全」をテーマとして掲げ、家族で環境について学ぶ機会を設けてまいります。

新エネルギーの利用促進としましては、皆さまが暮らす住宅や、市内の事業所に設置される太陽光発電システムに対し、引き続き、設置費の一部を支援し、太陽光発電の普及・推進に努めてまいります。

生活環境の保全の面では、水質・騒音などの環境調査と監視を行うとともに、環境対策推進員などによるパトロール活動を継続して実施し、不法投棄の防止、生活環境の保全を図ってまいります。

自然環境の保全としましては、貴重な自然環境が残っている屏風山の「黒の田湿地」の保全と活用について、地元の皆さまとともに取り組んでまいります。

また、斎場の火葬施設につきましては、停電時においても対応ができるよう、自家発電設備の設置を行い、施設機能の強化を図ってまいります。

次に、公共交通についての取り組みですが、引き続き、高齢者などの移動手段や、小中学生の通学手段を確保するため、市内9路線にコミュニティバスを運行いたします。

また、平成25年度に策定しました「地域公共交通総合連携計画」及び、ただいま策定しております「生活交通ネットワーク計画」に基づき、コミュニティバスの再編、地域との協働による公共交通の検討などに取り組み、公共交通の空白地域の解消に努めてまいります。

続きまして、消防・防災に関する事業でございます。

防災体制の強化の面では、ゲリラ豪雨に伴う洪水や土砂災害、今後発生が予想される南海トラフ地震などに対応するため、新たな防災情報伝達手段として防災ラジオシステムを整備し、市内全帯に防災ラジオの貸与を行います。

これにより、既存の防災行政無線、絆メールに加え、市民の皆さまに防災情報を届ける体制が充実いたします。

地域の防災力を向上させるための取り組みとしましては、稲津町で開催する総合防災訓練に加え、

引き続き、地域の皆さまが主体的に実施される防災訓練を支援するとともに、地域の防災活動の牽引役となつていただく「防災士」「防災リーダー」の育成と、その活動に対する支援を行い、災害に対する地域の備えの強化を図ってまいります。

消防体制の充実としましては、火災・救急・救助活動にあたる消防職員の知識・技術の向上を図るとともに、消防車両の更新や消火栓・防火水槽の計画的な整備を行ってまいります。

更に、救命率の向上を図るため、積極的に各種救命講習会を開催し、応急手当の普及と啓発に取り組んでまいります。

また、地域に密着し、皆さんの安全・安心の確保に大きな役割を担っていただいております消防団につきましては、その体制をより強化するため、装備の充実を図り、各種のPR活動を行うとともに、消防団応援事業所の増加を図るなど、団員の確保及び支援に努めてまいります。

特に、平成26年度に誕生した女性消防団員については、高齢者家庭への訪問による防火指導や消防の啓発活動など、女性の活躍が期待される分野での活動も増えてくることから、地域や関係機関と連携し、更なる団員の確保に向け、取り組んでまいります。

続きまして、防犯・交通安全に関する事業でございます。

地域ぐるみで行っていただいております防犯活動を更に推進させるために、引き続き、青色回転灯防犯パトロールに参加するための講習会の開催や、パトロール車両の整備を行うとともに、活動される方に対する万が一の場合の補償の充実を図ってまいります。

また、地域の防犯灯につきましては、自治会から要望のあった箇所への新たな設置など、機器の長寿命化や地区の経費負担の軽減を目的に、計画的に既存防犯灯のLED化を進め、夜間でも安心して生活ができる環境を整備してまいります。

地域の交通安全対策の面では、カーブミラーなどの交通安全施設の整備を進めるとともに、高齢者や子どもなど、交通弱者が関係する事故が増加していることから、警察・交通安全協会と連携し、幼児園児や小学生、高齢者に対する交通安全教室を開催するなど、交通安全啓発活動を充実してまいります。

日常生活で生じる困りごとや悩みごとに対する相談体制としましては、本年度より配置しました市民生活相談員を中心に、今後もきめ細やかな対応をしてまいります。

また、消費生活に関する取り組みとしましては、専門相談員などとの連携により、身近な相談窓口としての機能を充実させるとともに、トラブルに巻き込まれないよう、学習会の開催や情報発信などの「予防策」に力を入れてまいります。

勤労者支援につきましては、勤労者の方々の不安を解消し、生活を支えるため、引き続き、生活安定資金及び住宅資金の融資事業を実施し、制度のPRと利用促進に努めてまいります。

次に、自然と調和した快適で暮らしやすいまち「都市基盤」の分野についてご説明いたします。

幹線道路につきましては、先ほども触れさせていただきましたが、最も大きな課題であります瑞浪恵那道路の新規事業採択が目前となっておりますので、県・東濃5市との連携による更なる働きかけを行ってまいります。

生活道路につきましては、継続して取り組んでおります南垣外北野線や天徳本郷線の道路改良事業をはじめ、地元からの要望の強い道路整備について、国の支援制度を有効に活用し、計画的に進めてまいります。

橋梁につきましては、老朽化への対応として、引き続き、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、耐震化並びに修繕を計画的に進めてまいります。また、身近な生活道路などは、地域で草刈りなどの維持管理をしていただく里親制度の啓発に取り組んでまいります。

「町並み」につきましては、良好な景観の保全・継承・創造を図るため「瑞浪市景観計画」を策定し、行政、市民、事業者が一体となって、地域に根ざした景観づくりに取り組んでまいります。平成27年度は、景観条例の制定とともに、景観形成重点区域の指定について検討してまいります。

また、景観に大きな影響を及ぼす屋外広告物につきましても、「岐阜県屋外広告物条例」に基づき、適正に規制・誘導を行い、良好な景観を形成してまいります。

都市計画公園や街区公園につきましては、市民の憩いの場として安心して利用していただくために、引き続き、地域との連携による維持管理、環境美化に取り組んでまいります。また、里親制度により管理していただく公園につきましては、管理用水道施設の設置を行ってまいります。

次に、住環境についての取り組みですが、今後、発生が予想される大規模な地震に備え、引き続き、木造住宅の無料耐震診断と、耐震補強工事に対する支援を行い、住宅耐震化の推進を図ってまいります。

また、移住・定住対策として「瑞浪市移住定住プロジェクト」に基づき、「空き家・空き地バンク」をより拡充させ、Uターン・Iターンなどで、空き家及び空き地の利用を希望される方への情報発信を行うとともに、市の移住・定住に関する支援策を取り纏めたパンフレットによるPR活動に積極的に取り組んでまいります。

更に、「空き家・空き地バンク」に登録された空き家などへの、居住を目的とした改修などを行う入居者又は入居予定者に対して、改修に係る経費の一部補助に加え、本年1月2日以降に市内で新築住宅や中古住宅を売買契約にて取得した方に対しては、5年間にわたり奨励金として市内の店舗などで使用可能な商品券を交付するなど、移住・定住者の更なる増加を図ってまいります。

市営住宅につきましては、市営住宅長寿命化計画に基づき、施設の修繕・改修などを計画的に進めてまいります。平成27年度につきましては、大法原団地の改修を行うとともに、耐震基準を満たさない住宅は、用途を廃止し、取り壊しを進めてまいります。

地籍調査事業につきましては、道路改良事業など公共事業が計画されている地区を優先して実施するとともに、瑞浪恵那道路の整備を円滑に進めるため、その沿線地域において重点的に取り組んでまいります。

次に、上水道でございますが、生活に最も重要な水道水の安定的な供給を行うため、老朽化が進んでいる水道管の更新とともに、山田配水池などの耐震化を計画的に進め、緊急時の給水拠点確保に係る事業を推進してまいります。

公共下水道につきましては、稲津町において污水管布設工事を進めております。なお、この工事

をもちまして、本市における面的整備は完了いたします。

今後は、下水道長寿命化計画に基づき、管路の長寿命化に重点的に取り組むとともに、浄化センターの耐震補強や既存施設の改修及び、汚水の共同処理施設の整備を進めてまいります。

また、公共下水道事業・農業集落排水事業区域以外の地域におきましては、引き続き、合併処理浄化槽設置支援事業により、水洗化の推進を図ってまいります。

続きまして、まちの魅力を生かした活力あるまち「産業経済分野」についてご説明いたします。

はじめに、農林業についてであります。

農業は有望な成長市場として位置づけられております。農地を整備・保全していくため、生産性の向上や経営主体への支援を行うとともに、農地の集積・集約化を進め、農地の貸し手と農業の担い手とのマッチングを進めてまいります。

農産物等直売所「きなあつ瑞浪」につきましましては、オープン以来、年々来場者・売上額ともに順調に伸びており、市民の皆さまをはじめとする消費者にとって、新鮮で安全・安心な農産物を購入できる場として高い評価をいただいております。

また、生産者の方にとりましても、売上額の伸びに伴う経済的効果はもとより、農業に対する「生きがい」や「やる気」を生み出すことにも繋がっております。

引き続き、安定的な農産物の生産と、品質向上を図るとともに、6次産業化に繋がる研究に取り組んでまいります。

農業生産基盤の整備としましては、農地の適正な保全を図るため、引き続き、圃場の整備や用水路・農道の整備を進めるとともに、耐震性が不足しているため池は、受益者の負担軽減を図り、整備を促進してまいります。

近年、大きな問題となっております有害鳥獣対策につきましましては、猟友会などと連携し、駆除を含め対応してまいります。

また、農産物の被害を防ぐため、引き続き、電気牧柵の設置に対する補助を行ってまいります。

林業振興につきましましては、森林の保全管理のため、計画的な間伐の実施に加え、地域より要望のありました林道の改修整備を行ってまいります。

本市の主要産業の一つである畜産業の振興につきましましては、畜産農家の経営の安定を図るため、家畜の疾病予防とともに、畜産農家の経営診断や指導、事業の拡張に対する支援を行ってまいります。

また、養鶏が盛んな本市にとりまして、「高病原性鳥インフルエンザ」などの防疫対策は重要な課題であります。家畜法定伝染病や人畜共通感染症の発生を未然に防止するため、予防注射や畜舎等の消毒への支援を行うなど、養鶏農家や県と協力して万全を期してまいります。

続きまして、商業につきましましては、引き続き、商店街の活性化・まちのにぎわい創出のため100縁商店街や、美濃源氏七夕まつり、バサラカーニバルなどの事業への支援を行ってまいります。

また、地元飲食店への誘客を目的とした瑞浪ポーノポーク・グルメ・スタンプラリー、料理コンテストにつきましましては、地場産業である陶磁器業界とも連携を図り、更に魅力ある事業に成長させ

ていきたいと考えております。

平成26年度に実施し、大変好評をいただきました「建設券」の発行につきましては、商工会議所と連携し、継続して実施することで、市内の建設業などの活性化を図ってまいります。

続きまして、工業についての取り組みでございます。

「みずなみ焼」ブランドの確立のため、国内外で開催される見本市への出展に対しましては、新たな出展先の検討も含め、引き続き、支援を行ってまいります。

新たな産業の創出の面では、引き続き、「新たな事業チャレンジ支援補助制度」により、起業を目指す方や、新たな事業に取り組まれる方への支援を行ってまいります。

企業誘致の面では、瑞浪クリエイション・パーク内に土地を所有してみえる未操業企業2社に対し、早期の操業を働きかけるとともに、釜戸町の企業用地につきましては、株式会社生活の木ガーデンファクトリーが順調に立地できるよう、早期に造成工事に着手いたします。

また、企業立地奨励金による初期操業支援も継続して行ってまいります。

今後、事業が進んでまいりますリニア中央新幹線などの大規模プロジェクトを控え、市内に残る開発可能な土地を事業用地として活用するための検討を行うとともに、新たな工業団地の可能性について調査を実施いたします。

次に、観光に関する取り組みとしましては、広域観光の視点に立った観光地整備と情報の発信を進めてまいります。

特に、歴史ある町並みが残る大湫宿におきましては、寄附をいただいた登録有形文化財の家屋2棟のうち1棟を、大湫宿の観光案内所、休憩施設として補強・改修し、観光客の利便性の向上を図るとともに、残る1棟につきましても、家屋の状態などを踏まえ、活用方法を検討していきたいと考えております。

また、観光客の誘客を図るため、きなあつ瑞浪など7カ所に、無料で使える無線LANを整備するとともに、市の魅力を発信する観光パンフレットを全面改訂するなど、観光情報の発信強化を図ってまいります。

更に、ゴルフ場を活用した観光振興として、ゴルフの町みずなみPR事業を実施し、市内の観光地や特産品のPRも併せて行ってまいります。

次に、いきいきと学び心豊かに暮らせるまち「教育文化」の分野についてご説明いたします。

はじめに、就学前教育・学校教育に関する取り組みでございます。

就学前教育につきましては、平成26年度より公立の全幼稚園で、3歳児から5歳児までの合同活動が始まり、就学前教育のシステムが完成いたしました。合同活動の運用状況を検証するとともに、引き続き、園児の育ちや学びの連続性を重視した活動に積極的に取り組み、規範意識の芽生えや、基本的な生活習慣の定着などを図ってまいります。

また、私立幼稚園に通う園児を持つ保護者の方には、私立幼稚園就園奨励事業を拡充し、その経済的負担が軽減されるよう支援を行ってまいります。

学校教育につきましては、児童生徒の確かな学力の育成を図るため、教職員研修の実施、学業支

援員の派遣、ALTの派遣などの事業を、継続的に実施してまいります。

教育環境及び施設の整備としましては、特に中学校の統合に向けた具体的な事業を展開してまいります。

平成28年4月に開校予定の瑞浪南中学校は、会議室等の増築、校舎の改修などを行い、開校に向けての仕上げを行います。

また、陶・稲津両中学校の閉校と瑞浪南中学校の開校に向けての式典や、記念事業に対する支援も行ってまいります。

更に、統合に際して、生徒同士がスムーズに打ち解けることができるよう、陶小学校と稲津小学校の児童や、陶中学校と稲津中学校の生徒の交流事業を継続して実施いたします。

瑞浪北中学校につきましては、文部科学省のスーパーエコスクール実証事業の採択を受け、平成26年度中に「瑞浪北中学校ゼロエネルギー基本計画」を策定します。

平成27年度は、用地の取得に加え、ゼロエネルギー化へ向けた施設の基本設計及び実施設計を行ってまいります。

また、統合により使用しなくなる陶中学校の校舎を、小学校として活用するための実施設計も行ってまいります。

更に、学校施設の耐震補強として、小・中学校の屋内運動場などに設置されています吊り下げの照明設備などの耐震補強工事を計画的に実施いたします。

学校給食センターにつきましては、平成27年度より調理及び洗浄業務を民間委託としますが、従前に増して衛生的な調理環境の中で、安全・安心な給食が提供されるよう指導してまいります。

社会教育につきましては、公民館や図書館などで開催される学習内容の充実を図り、利用者・利用団体の増加に努めるとともに、地域の多種多様な団体と連携して、青少年育成活動の内容の充実を図るなど、地域の教育力向上のための施策を進めてまいります。

また、多くの分野における学習メニューを盛り込んだ「生涯学習ガイドブック」を作成しましたので、市民の皆さまが自己実現を図るため積極的に活用していただけるよう、PR活動を行ってまいります。

生涯スポーツの分野につきましては、体力や年齢、健康状況に応じて、誰もがスポーツに親しむことのできる、生涯スポーツ社会の実現を目指してまいります。

スポーツ施設の整備としましては、市民体育館のトレーニング機器の更新などを進め、利用者の利便性の向上を図ってまいります。また、市内各地域に整備しましたウォーキングコースの利用促進を図るとともに、各種イベントにおいても健康ウォーキングなど、生涯スポーツの要素を組み込んでまいります。

更に、一流のスポーツ競技者と子どもたちとの交流を図る、トップアスリート交流事業につきましても、引き続き開催し、子どもたちの夢を育ててまいります。

文化・芸術の振興としましては、市内の文化芸術団体の活動の場を提供するとともに、参加者自らが、芸術文化の創造に携わることを目的に、企画から実施までを参加者が行う「市民参加型事

業」を進めてまいります。

また、文化財の保護といたしまして、大湫宿の歴史的建造物や「町並み」を保全するための基本構想を策定するとともに、具体的方策についての検討を進めてまいります。

市民公園内の化石博物館など文化施設4館につきましては、各館の個性ある企画展の開催などに加え、サイエンスワールドなどと連携し、魅力ある情報の発信を行い、入館者の増に繋げていきたいと考えております。

また、施設の老朽化も課題となっておりますので、4館全体の将来像についての検討も行ってきたいと考えております。

次に、市民と行政で創造する夢のあるまち「新たなまちづくり」の分野についてご説明いたします。

冒頭でも述べさせていただいたところですが、本市におけるまちづくりの原則や仕組み、市民の権利や責務、議会や行政の責務を定める「まちづくり基本条例」につきましては、本年7月1日の施行を目指し、本議会に上程させていただきました。

はじめに、地域活動を担う人材や団体の育成についてであります。

本市では既に各地域におきまして、まちづくり推進組織が活発に活動されており、地域の活性化や課題解消についても取り組んでいただいているところです。こうした活動を今後も継続していくために、人材の育成と活動財源の確保が大変重要な課題であります。

引き続き、まちづくり講演会の開催や、各地区が情報交換を行う場を設け、人材の育成に努めるとともに、夢づくり地域交付金制度の運用により、地域の自主的なまちづくり活動を支援してまいります。

また、新たな取り組みといたしまして、今までに無い視点や発想によるまちづくりを展開するため、「若者」の力を活用する「夢づくりチャレンジ研究室」を立ち上げ、事業の企画立案を行ってまいります。

更に、区長会やまちづくり推進組織などで、公益的な市民活動を行っていただいている皆さまに対し、事故などがあった場合の補償を充実させるため、市民活動補償保険事業の立ち上げも行ってまいります。

また、自治会の活動拠点となります集会所の建設補助につきましては、耐震補強に係る工事に関して補助率を引き上げてまいります。

次に、情報共有に関する取り組みでございます。

市政情報の発信につきましては、「広報みずなみ」「瑞浪市ホームページ」を中心に、ケーブルテレビでの放映なども加え、誰もが見やすく、情報が得やすいものとなるよう努めてまいります。

特に、ホームページにつきましては、全国に向けて、本市の移住・定住施策、観光情報など重要な情報を発信できる大変有用なツールであることから、適宜、情報の更新を行ってまいります。

また、情報通信技術の発達により、情報を直ちに届け、また受け取ることもできる環境が整ってきております。

防災、観光、福祉、移住・定住などニーズの高い情報につきましてはメールマガジン、特定のイベント情報につきましてはフェイスブックなどを活用し、情報発信を行ってまいります。

情報管理の面では、平成27年10月に、「社会保障・税番号制度」における個人番号の通知が行われ、平成28年1月より順次個人番号の利用が開始されます。制度導入に向け、住民基本台帳をはじめとする各種システムの改修を、計画的に進めてまいります。

また、制度導入のPRにつきましては、広報・ホームページのほか、市の受付窓口で直接ご説明するなど周知に努めてまいります。

個人番号の取り扱いにつきましては、従前に増して慎重な対応が求められます。個人情報保護に係る研修会を継続的に開催し、情報管理に携わる職員の意識の向上に努めてまいります。

市政への市民意見の反映としましては、引き続き、地域懇談会や市民アンケートを実施し、ご意見やアイデアをいただける機会を作ってまいります。

また、本年度より実施いたしました「公募委員候補者登録制度」で応募いただいた方につきましては、平成27年度より、各種審議会などの委員として、ご意見などをいただくこととしております。続きまして、行財政運営に関する取り組みでございます。

行財政改革の状況につきましては、先ほども触れさせていただいたところですが、平成27年度につきましても指定管理者制度の活用や業務の民間委託などにより、効率的な行政運営を図ってまいります。

財政運営につきましては、市有資産の適正管理を目的に、市の固定資産台帳の整備を行っておりますが、平成27年度は、この固定資産台帳を活用し、国が示しております新しい公会計制度における財務諸表の作成を行い、分かりやすい財政指標の公表に努めてまいります。

更に、平成27年度には市が保有する公共施設の全体像を把握するため「公共施設白書」を作成いたします。

この白書に基づき、施設の更新時期やその費用を算出し、公共施設等の老朽化対策及び将来的に予想される公共施設等の利用需要の変化に対応するための「公共施設等総合管理計画」の策定を進めてまいります。

財政健全化の面では、市債残高の縮減を図るため、引き続き、繰上償還を進めてまいります。

また、増加傾向にあります滞納債権の解消に向けましては、「収納対策指導員」を更に増強し、困難案件の解消と効率的な徴収事務の推進を図ってまいります。

人材の育成と活用につきましては、人材育成基本方針に則り、長期研修・専門研修などの職員研修の実施と、自己啓発の推奨による資質の向上を図り、地域課題の解決に取り組む職員の育成を行ってまいります。

次に、人権尊重社会の構築に向けての取り組みとしまして、人権啓発講演会の開催や「ちょっといい話」の募集などの啓発活動を継続するとともに、人権施策推進ネットワーク会議や法務局、人権擁護委員など、関係団体との連携を深め、共に活動することで、市民の人権意識の向上を図ってまいります。

また、現行の「人権施策推進指針」に基づく行動計画の最終年度となりますので、その達成状況についての検証を行うとともに、新たな行動計画の策定を進めてまいります。

男女共同参画の推進につきましては、『第2次みずなみ男女共同参画プラン』に基づき、全庁的な取り組みを行うほか、市内8地区から選出された男女共同参画社会推進委員とともに、学習会や講演会の開催など、啓発活動を進めてまいります。

以上、施策の概要を説明させていただきました。

続きまして、この基本方針に基づき編成いたしました、平成27年度の当初予算額につきましてご説明いたします。

なお、平成26年度補正予算の中で、地方創生の対象とした事業の予算額は、1億7,465万3,000円でございます。

平成27年度の会計別予算額でございますが、一般会計156億1,000万円、特別会計102億5,470万円、企業会計16億4,700万円、合計275億1,170万円となりました。

前年度の当初予算と比較しますと、一般会計では0.5%の増、全会計の合計では1.6%の増となります。

続いて、一般会計の主な歳入についてご説明いたします。

市税につきましては、前年度比7,780万円、1.6%減となる47億4,520万円を見込みました。

この内、市民税につきましては、徴収実績を参考に前年度比0.4%増の20億2,732万円を、また、固定資産税につきましては、評価替えにより前年度比3.2%減の20億9,410万円を見込みました。

地方交付税につきましては、地方財政計画及び平成26年度交付決定額などを考慮して、前年度と同額の30億1,000万円を見込みました。

地方譲与税につきましては、地方財政計画及び平成25年度決算額などを参考に、前年度比7.8%減の1億6,600万円を見込みました。

また、地方消費税交付金は、県税見込みを参考に、前年度比24.4%増の5億6,000万円を見込みました。その他、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金についても、地方財政計画及び平成25年度決算額を参考に見込んでいます。

国庫支出金につきましては、臨時福祉給付金事業、子育て世帯臨時特例給付金事業の縮小に伴い減額、県支出金につきましては、国勢調査事業の増額はあるものの、児童館新築事業の完了に伴う減額により、国庫支出金18億6,671万円、県支出金8億5,502万円を見込みました。

繰入金につきましては、財政調整基金からの繰入れ3億7,630万円のほか、学校統合施設整備事業などの建設事業に充てるため、公共施設整備基金を4億4,500万円、市債の繰上償還を実施することに伴い、減債基金から2億9,800万円を繰り入れるなど、14億1,246万円を見込みました。

市債につきましては、前年度比23%増の16億2,350万円を見込んでいます。この内、臨時財政対策債を除く実質的な事業債としては、76.1%増の10億350万円となります。

主な借入事業としては、学校統合施設整備事業、防災減災事業などで借入れを行うこととしてまいります。

その他の財源につきましては、財産収入で、クリエイション・パークの土地貸付料のほか、諸収入、分担金及び負担金などを、平成25年度の決算額を参考に、歳入欠陥が起きないように適正に見込みました。

また、歳入総額の内、財政調整基金、減債基金からの繰入れを含んだ一般財源は、前年度比0.6%増の103億5,859万円を見込んでいます。

次に、特別会計の内、後期高齢者医療保険、国民健康保険、介護保険などの保険事業につきましては、前年度比9.9%増の総額82億7,640万円を見込みました。増加した主な要因としては、国民健康保険事業において、保険財政共同安定化事業の見直しにより、給付対象範囲が拡大されることによるものです。

上下水道事業は、歳出ベースで前年度比22.9%減の16億4,700万円を見込みました。

以上、予算案の概要と市政運営に関する所信の一端を申し述べさせていただきました。

なお、本議会に提出いたしました議案は、承認案件1件、条例案件18件、予算案件15件、人事案件2件、その他の案件4件、合計40件であります。

以下、詳細につきましては、それぞれ各部長からご説明申し上げますので、ご審議のうえ、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。私の市政方針演説を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（熊谷隆男君）

大変、ご苦労様でした。

○議長（熊谷隆男君）

ここで、暫時休憩をします。

休憩時間は10時25分までといたします。

午前10時06分 休憩

午前10時25分 再開

○議長（熊谷隆男君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（熊谷隆男君）

日程第4、承第1号 専決処分の承認について（平成26年度専第8号 瑞浪市土砂災害防止対策事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について）から、日程第26、議第23号 市道路線の認定についてまでの23議案を一括議題といたします。

本23議案については、議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

説明にあたっては、日程順に順次、説明願います。

初めに、建設部長 石田智久君。

○建設部長（石田智久君）

おはようございます。それでは、承第1号 専決処分の承認について、ご説明申し上げます。

議案集1ページ、議案資料1ページをご覧ください。

承第1号 専決処分の承認について、地方自治法第170条第1項の規定により、専第8号 瑞浪市土砂災害防止対策事業分担金徴収条例の一部を改正する条例を専決で改正しましたので、承認をお願いするものです。

議案資料1ページ、新旧対照表をご覧ください。

この条例の関係法令であります、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法令の一部を改正する法律が、本年1月18日に施行されたことに伴い、その条項ずれに対応するため、条例第3条第2項中の同法律第8条を第9条に改正したものでございます。

附則としてこの条例の施行日は、平成27年1月18日としております。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

次に、まちづくり推進部長 渡邊俊美君。

○まちづくり推進部長（渡邊俊美君）

おはようございます。それでは、ただ今議題となっております、議第2号から議第3号までの2議案についてご説明を申し上げます。

議案集の3ページ、議案資料の2ページになります。よろしくお願いたします。

この条例の制定につきましては、本市のまちづくりにかかわる基本的な理念と、市政運営にかかわる市民、議会、行政の役割と責務などの基本的な事項を定めたものでございます。

議案集をお願いいたします。

3ページの下段から4ページの前文でございますが、前文では、本市の地理的な状況、歴史、文化を踏まえ、この条例を制定するにあたって基本的な理念や決意を明らかにし、この条例全般にわたる解釈、運用の指針としております。

4ページの第1条では、前文に掲げられましたまちづくりの基本理念に沿って、条例の目的を定めております。

第2条では、この条例で用いられる用語の定義を定めております。

5ページになりますが、第3条では、条例の位置づけを、第4条では、市民のまちづくりへの参加と協働に関する5つの基本原則を定めております。

第5条では、市民の権利を、第6条では、市民の責務を定めております。

6ページの第7条以降は、まちづくりの多様な担い手としまして、第7条で自治会、第8条では、まちづくり推進組織のあり方など、基本的な考え方を定めております。

第9条では、子ども及び若者が幅広くまちづくりへ参画でき、活躍できる担い手であることを定め、7ページの第10条では、市民活動団体の支援等を定めております。

第11条では、議会の役割と責務を定め、第12条では、市長は、市を代表する者として、公正かつ

誠実に職務を執行すること。また、市民との協働を推進し、健全な財政運営を図り、質の高い事業を実施することなどを定めております。

第13条では、執行機関の役割と責務が定められ、執行機関は、市民の立場に立ち、効率的かつ効果的に行政活動を行うことを定めております。

第14条では、執行機関は、市政についての情報を積極的に公開することを定めています。

8ページになりますが、第15条では、執行機関は、市政の将来像を示す総合計画を定めること、また、市の施策の基本となる計画の策定及び改廃には、市民参加の機会を保障することなどを定めております。

第16条では、執行機関の組織は、組織の見直しを行うよう努めることを定めています。

第17条では、市の職員の役割と責務を定め、第18条では、市民がまちづくりに参加する仕組みを定めております。

第19条では、住民投票について定め、条例の定めるところにより、住民投票を実施できるとしております。

9ページの第20条では、この条例の実効性の確保をするため、市民まちづくり会議を設置し、運用状況を検証し、施策等について答申、提言することができることと定めております。

第21条では、5年を超えない期間に条例を見直し、必要があると認めるときは、改正等の措置を講じると定めています。

附則では施行日を定め、周知期間を考慮しまして、平成27年7月1日としております。

続きまして、議第3号 瑞浪市市民まちづくり会議設置条例の制定につきましてご説明させていただきます。

議案集の10ページ、議案資料の3ページになりますので、よろしくお願いたします。

この条例の制定につきましては、瑞浪市まちづくり基本条例の制定に伴い、基本条例の運用及び啓発に関すること並びにまちづくりの推進の検証に関する調査及び審議を行う会議を設置するため、条例を制定するものでございます。

議案集をお願いいたします。

10ページの第1条でございますが、今述べました条例の制定理由のとおり、瑞浪市まちづくり基本条例の規定によりまして瑞浪市市民まちづくり会議の設置を定めております。

第2条では、市民まちづくり会議の所掌事務を定めております。

第3条では、市民まちづくり会議は、委員12人以内で組織すること、11ページの第4条では、委員の任期を2年とすることを定めています。

第5条では、会議に会長及び副会長を置き、その役割を定め、第6条では、会議の招集や会議の成立要件などを定めております。

第7条では、会議の庶務は市民協働課で処理すること、第8条では、会議の運営に関し必要な事項の委任について定めております。

附則の第1項では、施行期日をまちづくり基本条例附則に掲げる規定の施行日と同じく平成27年

7月1日からとし、第2項では、半数の委員の任期を定めております。

以上で、議第2号、議第3号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（熊谷隆男君）

次に、総務部長 水野 正君。

○総務部長（水野 正君）

おはようございます。それでは、議第4号から議第6号の条例案件3件につきまして、説明させていただきます。

最初に、議第4号 瑞浪市行政手続条例の一部を改正する条例の制定でございます。

議案集の12ページ、議案資料の4ページをご覧くださいと思います。

この改正は行政手続法の一部改正により、行政手続に係る市民の権利・利益の保護などにつきまして見直しがなされました。このため、上位法と同様に手続を改正するために行うものでございます。

議案資料で説明いたします。4ページをお願いいたします。

目次から、6ページ第28条、弁明の機会の付与の通知の機会の方式の改正につきましては、改正にあせて目次を追加するほか、語句の訂正でございます。

6ページ下段の第33条に第2項を追加する改正は、行政指導をする場合には、7ページ上段の3つの号を提示することを定めております。

7ページ中段の第34条の2を追加する改正につきましては、行政指導の中止等の求めに関する条項の追加でございまして、行政指導の相手方は、指導の要件に適合しないと料される場合は、その中止等を求めることができるとし、その手続を定めるものでございます。

7ページ下段の第4章の2「処分等の求め」の章を追加いたしまして、7ページから8ページにかけて、第34条の3を追加する改正につきましては、法令等に違反する事実がある場合で、行政指導がなされていないと料される場合などは、権限を有する市の機関に行政指導を求めることができる規定を追加する改定で、その手続もここで定めております。

8ページの附則第2項瑞浪市税条例の一部改正は、行政手続条例の適用除外を定めている市税条例につきまして項ずれが生じますので、この附則で改正するものでございます。

条例の施行日につきましては、平成27年4月1日でございます。

次に、議第5号 瑞浪市情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案集の15ページ、議案資料の9ページをお願いいたします。

この改正は、独立行政法人通則法が改正されまして、特定独立行政法人が行政執行法人に改められたことによる改正でございます。

議案資料の9ページでございますが、第6条の改正は、公開しないことができるとしている公文書の中に、特定独立行政法人に関する規定がございますので、これにつきまして通則法の改正にあわせて改正するものでございます。

9ページから10ページの第17条の改正につきましては、情報公開審査会委員の任期を個人情報審

査会委員の任期とあわせるため、4項を追加するものでございます。

条例の施行日につきましては、平成27年4月1日でございます。

次に、議第6号 瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案集の16ページ、議案資料の11ページでございます。

この改正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正、及び瑞浪市市民まちづくり会議設置条例の制定に伴いまして、非常勤の特別職の報酬を削除及び追加するものでございます。施行日の関係から条立てで改正しております。

議案資料の11ページでございますが、中段の第1条は、法律の改正によりまして、教育委員会委員長と教育長を一本化した新「教育長」を設置する制度改正がなされたことに伴いまして、現行の教育委員会委員長の報酬を削除する改正でございます。

11ページ下段から12ページの第2条につきましては、市民まちづくり会議の設置にあたりまして、委員の報酬を追加するものでございます。

条例の施行日でございますは、第1条は平成27年4月1日、第2条は平成27年7月1日でございます。

なお、附則で、第1条に関しまして、法律の附則と同様に、在職する教育長が在職する日までは、従前の例によることと規定しておりますので、よろしく願いいたします。

以上で説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

次に、教育委員会事務局長 伊藤正徳君。

○教育委員会事務局長（伊藤正徳君）

おはようございます。それでは、議題となっております議第7号及び議第8号の条例改正につきまして、ご説明させていただきます。

それでは、初めに議第7号 瑞浪市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例及び瑞浪市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案集の18ページ、議案資料の13ページをお願いいたします。

本議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成27年4月1日から施行されることに伴いまして、教育公務員特例法及び地方自治法が改正され、教育長の職務等について条文を整備するものでございます。

本条例は、2つの条例の一部改正を条立てで2条に分けて制定するものでございます。

議案資料集の13ページで説明させていただきます。

第1条は、瑞浪市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部改正でございます。この改正は、教育公務員特例法第16条第2項が削除されたことに伴い、教育長の給与等の支給根拠を地方自治法第204条に変更するための所要の改正でございます。

次に、第2条では、瑞浪市職員定数条例の一部を改正する条例の一部改正でございます。この改

正は、教育長が、市長が任命する常勤の特別職の職員となることに伴いまして、職員の定義を変更するための所要の改正でございます。

議案集の18ページをお願いいたします。

附則でございます。

第1項では、この条例の施行期日を定め、平成27年4月1日から施行するものでございます。

第2項では、本条例の第1条の経過措置、第3項では、本条例の第2条の経過措置を定めております。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定によりまして、在職する教育長が在職する日までは、従前のおりとするものでございます。

続きまして、議第8号 瑞浪市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案集の20ページ、議案資料の14ページをお願いいたします。

この改正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行することに伴い、教育長の職務専念義務が追加されたことにより、本条例を制定するものでございます。

議案集の20ページで説明させていただきます。

この条例は新規条例の制定でございます。第1条では、制定の根拠法令とその趣旨を定めております。

第2条では、職務に専念する義務の免除について、具体的に免除に該当する場合の事例について規定をしております。

次に附則といたしまして、第1項では施行期日を定め、この条例の施行期日を平成27年4月1日からとするものでございます。

第2項では経過措置を規定してございまして、法律の改正により、在職する教育長が在職する日までは、従前のおりとするものでございます。

以上で、議第7号及び議第8号の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（熊谷隆男君）

次に、民生部長 伊藤明芳君。

○民生部長（伊藤明芳君）

おはようございます。それでは、議第9号から議第14号までの6議案についてご説明させていただきます。

初めに、議第9号 瑞浪市積立基金条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、これまで保健センター建設のために寄附をしていただきました1,000万円を基金に積み立てておりましたが、今年度で新保健センター建設事業が完了となることから、保健センター整備基金を廃止するため、別表中から「瑞浪市保健センター整備基金」の項目を削除するもので

ございます。

附則でこの条例の施行日を、平成27年4月1日としております。

次に、議第10号 瑞浪市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明させていただきます。

議案集23ページ、議案資料16ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、介護保険法の改正及び、第6期の介護保険事業計画に基づき、所要の改正を行うものでございます。

それでは、議案資料により説明をさせていただきます。

第2条は、保険料率を定めておりますが、期間を平成27年度から平成29年度までの3年間に改めます。

なお、同条の各号では、第1号被保険者の政令で定める基準に従い、保険料階層を7段階で規定しておりましたが、第6期の保険料の算定にあたっては、10段階として所得の状況に応じて階層ごとの保険料を改定して定めております。

なお、従前は附則において特例を2段階設けておりましたが、法律の改正によりまして特例が廃止されたことにより、条例の本文で規定することとなり、実質1段階増えることとなります。

同条第2項では、保険料の減額賦課に関する規定を追加し、第3条、第4条、第5条では適用条文の改正及び表記の整理を行います。

次に、附則に「医療介護総合確保推進法附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置」として、総合事業への移行に関する規定を追加いたします。

議案集に戻っていただきまして、附則の第1条で、この条例の施行期日を平成27年4月1日とし、第2条では、経過措置について規定しております。

次に、議第11号 瑞浪市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案集の27ページ、議案資料の20ページをお願いいたします。

今回の改正は、国の示す基準が改正されたことなどに伴い、所要の改正を行うもので、市長への届け出義務の追加、指定認知症対応型共同生活介護事業所及び指定地域密着型介護老人福祉施設等における通所介護の利用定員を、1ユニットまたは施設ごとに3人とし、施設での事故発生時の措置に係る事項を追加いたします。

また、記録の保存期間を「2年」から「5年」に改め、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員を「25人」から「29人」に改め、登録定員に応じた利用定員を定めるとともに、指定認知症対応型共同生活介護事業所のユニット数について、一定の条件を満たすものについては、「1又は2」から「3」にすることができることとしております。

附則において、この条例の施行日を平成27年4月1日としております。

続きまして、議第12号 瑞浪市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に

関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案集の31ページ、議案資料の29ページをお願いいたします。

この改正につきましても、国の示す基準が改正されたことなどに伴い、所要の改正を行うもので、「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改め、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数の改正、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の外部評価を不要とするための改正、施設での事故発生時の措置に係る事項の追加、指定小規模多機能型居宅介護に配置する看護職員の員数の改正、指定小規模多機能型介護事業所、及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員を「25人以下」から「29人以下」に改め、登録定員に応じた利用定員を定めております。

指定認知症対応型共同生活介護事業所のユニット数につきましては、一定の条件を満たすものについて、「1又は2」から「3」にすることができることとしております。

また、記録の保存期間を「2年」から「5年」に改めることとしております。

附則において、この条例の施行日を平成27年4月1日としております。

続きまして、議第13号 瑞浪市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案集の41ページ、議案資料の52ページをお願いいたします。

今回の改正は、介護保険法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うもので、法律の改正により条項にずれが生じたので、第1条中の「介護保険法第115条の46第4項」を、「第115条の46第5項」に改めます。

附則で、この条例の施行日を平成27年4月1日としております。

続きまして、議第14号 瑞浪市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案集の42ページ、議案資料の53ページをお願いいたします。

今回の改正は、「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」が本年1月16日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、議案資料に基づき、説明をさせていただきます。

第29条第2項では、今回の改正により条項にずれが生じることから、条文の整理を行っております。

第31条では、第11号の次に第12号として「指定介護予防支援の具体的取扱方針」の中で、サービス事業者などに対し介護予防訪問看護計画書などの計画書の提出を求める事項を追加し、第12号以下をそれぞれ1号繰り下げます。

また、繰り下げた第13号では、「介護予防訪問介護計画」を「介護予防訪問看護計画書」に改め、第16号では、「指定介護予防通所介護事業所」を削除し、第27号の次に第28号として、「支援対象者への支援を図るための検討会等の会議への協力」について追加して定めております。

附則で、この条例の施行日を平成27年4月1日としております。

以上で、議第9号から議第14号までの説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

次に、民生部次長 正村京司君。

○民生部次長（正村京司君）

おはようございます。それでは、議第15号から議第17号までの3議案について、ご説明させていただきます。

初めに、議第15号 瑞浪市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案集の44ページ、議案資料の57ページをお願いします。

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、特定教育・保育又は特定地域型保育を受けた際の利用者の負担額を定めるために本条例を制定させていただくものでございます。

それでは、議案集により説明させていただきます。

第1条では、趣旨といたしまして、この条例は、子ども・子育て支援法に基づく子どものための教育・保育に関する利用者負担額に関し、必要な事項を定めるものであり、第2条では、利用者負担額について、同条第1項で、施設型給付費を受ける施設、特例施設型給付費を受ける施設等、支給認定保護者の世帯の所得状況等を勘案して市町村が定める額は、政令で定める額を限度として規則で定めることとし、同条第2項で、私立認可保育所の負担額についても規則で定めるものとしております。

第3条では、利用者負担額の減免について、第4条で規則への委任について定めております。

附則第1項で、条例の施行期日を、子ども・子育て支援法の施行の日から施行するものとし、第2項において、経過措置について定めております。

次に、議第16号 瑞浪市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案集の46ページ、議案資料の58ページをお願いいたします。

今回の改正は、「子ども・子育て支援新制度」の施行に伴い、従来、負担金として徴収していた保育料等が地方自治法上の公の施設の使用料に該当することとされたため、保育料等について条例で規定するものでございます。

それでは、議案資料により、ご説明させていただきます。

子ども・子育て支援法の施行に伴い、第3条第1項において「保育の実施を決定した児童」を「保育を受けることを認めた児童」に、同条第2項で、「保育の実施児童」を「保育利用児童」に改める条文整備を行い、第4条の保育料については、「瑞浪市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例」に定める負担額とし、第5条で延長保育料について、第6条で私的契約児利用料について、第7条で保育料の日割り計算について、第8条では納期限について定め、旧条例の第6条の管理の原則、第7条の委任については、それぞれ第9条及び第10条に改めるもので

ございます。

なお、附則で、この条例の施行日を、子ども・子育て支援法の施行の日と定めております。

次に、議第17号 瑞浪市幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案集48ページ、議案資料60ページをお願いします。

今回の改正は、「子ども・子育て支援新制度」の施行に伴い、一律であった授業料を応能負担へ変更及び日割り計算の規定を設けるものでございます。

議案資料によりご説明させていただきます。

第2条において、月額7,700円であった授業料を「瑞浪市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例」で定める利用者負担額とし、第3条において、授業料の日割り計算の規定を設け、従来規定されておりました授業料の減免規定につきましては、応能負担とすることにより廃止させていただくものでございます。

第4条第2項中、休日の規定を民法の規定から国民の祝日に関する法律の規定に改めるものです。

なお、附則で、この条例の施行日を、子ども・子育て支援法の施行の日と定めております。

以上で、議第15号から議第17号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

次に、経済部次長 棚橋武己君。

○経済部次長（棚橋武己君）

おはようございます。それでは、議第18号 瑞浪市分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案集の50ページ、議案資料の62ページをお願いいたします。

本条例の制定の目的は、県営土地改良事業のうち、地質調査などの結果、ため池の堤体または地盤に耐震性が不足し、かつ決壊時に当該ため池の下流域において、人家2戸以上または公共施設などに被害が発生する恐れがあるため池改修事業のうち、耐震対策に係るものにつきまして、当該事業に係る分担金の分担率を、別表中大規模ため池等整備事業は100分の4を100分の2に、小規模ため池等整備事業は100分の5を100分の2.5とするものでございます。

また、県営土地改良事業のうち、事業名称が「中山間地域農村活性化総合整備事業」から「中山間地域総合整備事業」に変更されたことにより、所要の改正をするものであります。

附則で本条例の施行日は、平成27年4月1日とします。

以上、説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

次に、建設部長 石田智久君。

○建設部長（石田智久君）

それでは、議第19号 瑞浪市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

議案集52ページ、議案資料64ページをご覧ください。

市営住宅のうち、耐震基準を満たしていない市営住宅の用途廃止に伴い、鶴城団地及び竜吟団地の管理戸数を減ずるものでございます。

議案資料、新旧対照表をご覧ください。

別表中、鶴城団地の戸数を52から44に、竜吟団地50から44に減じております。

なお、この条例の施行日は、平成27年4月1日としております。

以上、説明といたします。

○議長（熊谷隆男君）

次に、総務部長 水野 正君。

○総務部長（水野 正君）

それでは、議第20号でございます。

議案集の53ページをお願いいたします。

北野辺地に係る総合整備計画の策定についてでございます。

これは、北野地区住民の生活文化水準の向上を図るため、財政上の特例を受けるため、この整備計画を策定するものでございます。

議案集の53ページに、北野辺地に係る総合整備計画の概要が示してございます。辺地の概要につきましては、瑞浪市日吉町13の字の区域、そして、辺地の人口につきましては107名等でございます。

あと、辺地に対する事業等につきましては、54ページの公共施設等の整備計画としまして、道路の路線、事業費につきましては14億4,800万円、そして、その分につきましては返済を兼ねるというものでございます。

辺地地区の概要につきましては、議案資料の65ページにその概要図を示しておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上、説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

次に、建設部長 石田智久君。

○建設部長（石田智久君）

それでは議第21号 訴えの提起について説明いたします。

議案集55ページをご覧ください。

市営住宅竜吟団地に居住する者に対し、再三の家賃支払い請求にかかわらずこれを支払わないため、市営住宅の明け渡し及び滞納家賃等の支払いを求める訴えを、岐阜地方裁判所多治見支部に提起するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

引き続き、議第22号 市道路線の廃止から議第23号 市道路線の認定についてまでの2議案について、あわせて説明いたします。

議案集57、58ページ、議案資料66、67ページをご覧ください。

釜戸町宿地内の企業誘致に伴い、市道を整備するため、議第22号で「森前・梅本線」を廃止し、議第23号で新たに「森前・宿線」及び「森前・天徳線」並びに「梅本線」の3路線に再編するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

ご苦労様でした。

○議長（熊谷隆男君）

次に、日程第27、議第24号 瑞浪市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本議案については、議案の朗読を省略し、直ちに提案理由を求めます。

市長 水野光二君。

○市長（水野光二君）

それでは、議第24号 瑞浪市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

議案集の59ページ、あわせて議案資料の68ページをお願いいたします。

瑞浪市公平委員会委員の選任につき同意を求めることにつきましては、現委員の中島恬委員の任期が、平成27年3月31日をもって満了となります。引き続き、中島委員にお力をお借りしたく、議会の同意を求めるものでございます。

中島恬委員は、昭和19年12月生まれで、昭和44年に岐阜県公立学校教員として奉職されまして、岐阜県博物館の勤務などを経て、平成5年には土岐小学校の教頭、平成6年には多治見市立姫中学校の校長、平成9年には日吉中学校の校長、平成14年からは瑞浪中学校の校長を歴任され、平成17年3月に退職されました。退職後は、民生、教育などの分野で、ご活躍をいただきまして、平成23年4月から1期、公平委員会委員をお務めいただいております。

中島恬委員には、引き続き、公平・中立的な立場から、公平委員会委員としてお力をお借りしたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上で説明といたします。

○議長（熊谷隆男君）

ご苦労様でした。

これより、本議案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております議第24号については、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

したがって、議第24号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

議第24号 瑞浪市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議第24号は、原案のとおり同意することに決しました。

○議長（熊谷隆男君）

次に、日程第28、議第25号 平成26年度瑞浪市一般会計補正予算（第7号）から、日程第33、議第30号 平成26年度瑞浪市水道事業会計補正予算（第1号）までの6議案を一括議題といたします。

本6議案につきましては、議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

説明にあたっては、日程順に順次説明願います。

初めに、総務部長 水野 正君。

○総務部長（水野 正君）

それでは、議第25号 平成26年度瑞浪市一般会計補正予算（第7号）につきまして、説明いたします。

議案集の60ページをご覧くださいと思います。

第1条第1項では、平成26年度一般会計補正予算（第7号）の補正額と歳入歳出予算の総額を定めております。補正予算の総額は、1億8,960万円の減額、予算の総額につきましては、161億8,960万円とするものでございます。

同条第2項の補正の款・項の区分などは、61ページから64ページの第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。詳細につきましては、後ほど別冊の補正予算説明書で説明いたします。

第2条の繰越明許費の補正は、65ページの第2表、繰越明許費補正のとおり、18事業を追加いたしまして、1事業を変更するものでございます。追加する事業につきましては、「まち・ひと・しごと創生事業」関係で、国の補正を受け実施する事業が主なものでございます。

第3条の債務負担行為の補正につきましては、66ページの第3表、債務負担行為補正のとおり、2つの事業を廃止する補正でございます。平成26年度の予算に計上した2事業につきましては、国

の補正予算を受け実施するため、ここで廃止させていただくものでございます。

第4条の地方債の補正は、67ページの第4表、地方債補正のとおり、廃止4事業、変更9事業で
ございます。廃止は財源が確保されたこと、変更は事業費が確定したことによるものでございます。

それでは、平成26年度瑞浪市補正予算説明書で、一般会計補正予算（第7号）の内容の主なもの
につきまして説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

説明書の4ページをご覧くださいと思います。

最初に歳入でございますが、1款、1項 市民税につきましては、今年度の収入見込みから、個人分を2,000万円減額し、法人分を4,200万円増額するものでございます。

2款、2項 自動車重量譲与税は1,000万円の減額、3款、1項 利子割交付金は200万円の減額、
4款、1項 配当割交付金は1,400万円の増額、5ページに移りまして、5款、1項 株式等譲渡
所得割交付金につきましては1,400万円の増額、6款、1項 地方消費税交付金は2,400万円の減額、
7款、1項 ゴルフ場利用税交付金は1,000万円の減額、8款、1項 自動車取得税交付金は400万
円の増額をする補正となっております。これらの収入につきましては、交付実績及び県税の決算見
込みに基づきまして、それぞれ増額または減額するものでございますので、よろしくお願いたし
ます。

6ページの12款、1項 分担金を487万円減額、同じく2項 負担金を3,850万8,000円減額、13
款、1項 使用料を930万9,000円減額する補正につきましては、それぞれの事業量が確定しました
ので、減額を行うものでございます。

7ページの14款、1項 国庫負担金を3,453万9,000円減額する補正につきましては、事業量の確
定に伴い減額、7ページから8ページの2項 国庫補助金を1億3,911万9,000円増額する補正につ
きましては、交付額の確定による増額または減額がございしますが、7ページの1目 総務費、国庫
補助金の「がんばる地域交付金と地域住民生活等緊急支援のための交付金」の交付を受けますので、
大幅な増額となっております。

8ページの14款、3項 国庫からの委託金につきましては、500万3,000円増額する補正でござい
まして、これはスーパーエコスクールの実証事業を受託するための収入でございます。

8ページから9ページ上段の15款、1項 県負担金を1,715万8,000円減額する補正は、事業量の
確定による減額、そして、9ページから10ページ上段の2項 県補助金を4,760万4,000円減額する
補正につきましては、保育緊急確保及び放課後児童クラブ事業の拡充や、県振興補助金の決定によ
りまして増額はございましたが、各事業で事業量がほぼ確定したことより、県補助金全体では減額
となっております。

10ページ中段の16款、1項 財産運用収入を660万円増額する補正は、各基金利子の増、2項
財産売払収入を69万9,000円増額する補正は、有価証券の売却による収入を計上させていただきました。

11ページの17款、1項 寄附金を263万5,000円増額する補正につきましては、ご寄附をいただき
ました浄財を計上しております。

18款、1項 基金繰入金を1億3,063万円減額する補正につきましては、財源が確保されたことに伴いまして、各基金の取り崩しを減額するもの、2項 財産区繰入金を114万5,000円減額する補正は、事業量の確定による減額でございます。

12ページの19款、1項 繰越金を4,759万7,000円増額する補正につきましては、本補正に必要な財源として計上しております。20款、4項 雑入を641万円増額する補正は、事業量の確定により減額でございますが、各種助成団体等からの助成額が決定してまいりましたので、予算に計上しております。

12ページから13ページの21款、1項 市債を1億2,190万円減額する補正につきましては、それぞれの事業費が確定したことに伴う減額、そして、財源が確保されたことによりまして、市債の借入を抑制したことによるものでございます。

14ページからの歳出につきまして、説明をさせていただきます。

まず、14ページから15ページの2款、1項 総務管理費を3,509万3,000円増額する補正につきましては、市制記念式典などの各目の事業の事業費が確定したことによりまして減額でございますが、企画費で、「まち・ひと・しごと地方創生事業」の地域創生先行型事業といたしまして、市の総合戦略の策定、移住・定住の促進に関する事業など、6事業を計上し増額となっております。

同じく2項 徴税費を300万円減額する補正、そして、6項 監査委員会費を220万円減額する補正につきましては、人事異動に伴う人件費の減額でございます。

16ページの3款、1項 社会福祉費を1,060万円減額する補正は、老人保護措置費などの事業費が確定したことによるものでございます。

16ページから17ページの同じく2項 児童福祉費を7,190万1,000円減額する補正につきましては、子ども・子育て支援計画の策定等事業などの事業費が確定したことによる減額のほか、国等の特定財源の交付決定がございまして、これに伴いまして財源の組み替えを行っております。

17ページの4款、1項 保健衛生費を2,500万円減額する補正につきましては、保健センター改築事業など事業費の確定による減額のほか、財源の組み替えを行いました。また、ここでは地方創生事業の地域創生先行型事業といたしまして、母子保健費に一般不妊治療への助成を計上させていただきます。

18ページの4款、2項 清掃費を110万円減額する補正、そして、3項 環境費を318万8,000円減額する補正につきましては、人事異動や事業費の確定に伴う減額のほか、財源の組み替えでございます。

18ページから19ページの農業費を3,529万7,000円減額する補正は、農業振興費の経営体育成支援事業など各事業の事業費の確定による減額でございます。農業費につきましても、地方創生事業の消費喚起・生活支援事業といたしまして、瑞浪特産品販売事業を計上しております。ここで、同じく2項 林業費でございますが、270万円減額する補正につきましては、人件費の減額によるものでございます。

20ページの7款、1項 商工費でございますが、1億602万9,000円を増額する補正でございます。

これは事業費の確定による減額はありますが、地方創生事業の消費喚起・生活支援事業として商品券の発行業務委託、及び地域創生先行型事業として工業用地等創出事業など、4事業を計上したことによるものでございます。

20ページから21ページの8款、2項 道路橋梁費を4,260万円減額する補正につきましては、南垣外・北野線道路改良事業などの事業費が確定したことによる減額のほか、財源の組み替えを行わせていただいております。

21ページの同じく8款、3項 河川費を170万円減額、4項 都市計画費を3,177万円減額する補正につきましては、河川カメラ整備工事、また、耐震補強工事への補助事業などの事業費が確定したことによるものでございます。

22ページの8款、5項 下水道費を762万5,000円増額する補正につきましては、国庫補助事業費の増加に伴いまして、繰出金を増額する補正でございます。6項 住宅費を943万8,000円減額する補正につきましては、住宅の施設改修などの事業費確定によるものでございます。

22ページから23ページの9款、1項 消防費を1,520万5,000円減額する補正につきましては、消防ポンプ自動車等更新事業や防災行政無線整備事業などの事業費の確定によるものでございます。

10款、1項 教育総務費を50万円増額する補正は、寄附金を基金へ積み立て、2項 小学校費につきましては、補助金の交付が決定いたしましたので、財源の組み替えを行うものでございます。

24ページにかけての3項 中学校費を4,030万円減額する補正につきましては、瑞浪南中学校及び仮称瑞浪北中学校の工事費、用地費など各事業費の確定によるものでございます。また、4項 幼稚園費を52万4,000円減額する補正につきましては、事業費の確定により、財源の組み替えを行うものでございます。

10款、5項 社会教育費を792万7,000円減額する補正につきましては、中央公民館や化石博物館の改修工事費の確定のほか、60周年記念事業のウォーキングコース整備に助成がございましたので、財源の組み替えを行います。

25ページの6項 保健体育費を496万5,000円減額する補正は、学校給食施設整備に係る委託費の確定によるものでございます。

11款、1項 土木施設災害復旧費を370万円減額、12款、1項 公債費を1,383万2,000円減額する補正、そして、26ページの13款、1項 公営企業費を1,190万円減額する補正につきましては、復旧事業費の工事費が確定したこと、また、市債の借り入れ予定額が減少したこと、また、低利で借り入れたことによりまして、減額をするものでございます。

以上、一般会計補正予算（第7号）の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（熊谷隆男君）

次に、民生部長 伊藤明芳君。

○民生部長（伊藤明芳君）

それでは、議第26号 平成26年度瑞浪市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

議案集の68ページをお願いいたします。

平成26年度瑞浪市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）においては、第1条で、歳入歳出それぞれ720万円を減額し、歳入歳出予算の総額を32億800万円といたします。

補正の主な要因としましては、システム改修費の減額及び人件費の減によるものでございます。それでは、補正予算説明書の33ページをお願いいたします。

事項別明細書で、総括表は省略をさせていただきまして、歳入では、4款、2項 国庫補助金で、介護保険システム改修に伴う介護保険事業補助金などで51万1,000円の増、5款、1項 支払基金交付金105万2,000円、6款、1項 県補助金45万9,000円の減額につきましては、それぞれ人件費の減額に伴い減額を行い、34ページの8款、1項 一般会計繰入金につきましては、620万円を減額いたします。

次に35ページの歳出でございますが、1款、1項 総務管理費では、介護保険システムの改修に伴う委託料を190万円減額し、4款、1項 介護予防事業費では、人事異動などにより人件費530万円減額いたします。

以上で、議第26号の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

次に、建設部次長 大山一男君。

○建設部次長（大山一男君）

それでは、議第27号 平成26年度瑞浪市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

議案集の70ページをお願いいたします。

補正理由につきましては、加入者分担金及び工事請負費の減額による補正でございます。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ290万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億2,320万円とするものでございます。

2で、歳入歳出予算の補正の内容につきましては、71ページの第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございますが、この後、補正予算説明書でご説明申し上げます。

それでは、補正予算説明書の40ページをお願いいたします。

2の歳入でございます。1款、1項 分担金150万円の減額につきましては、加入者がいないための減額でございます。

3款、1項 一般会計繰入金140万円の減額は、事業費の変更による減額でございます。

続きまして、41ページをお願いいたします。

3の歳出でございます。1款、1項 農業集落排水管理費290万円の減額につきましては、マンホールポンプ場の更新が不要となったためと、道路改良工事の延期に伴う減額でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（熊谷隆男君）

次に、建設部長 石田智久君。

○建設部長（石田智久君）

それでは、議第28号 平成26年度瑞浪中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について、説明いたします。

議案集72、73ページ、補正予算説明書42から45ページをお願いいたします。

議案集70ページにおきまして、今回の補正は、第1条において、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,750万円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ1億2,080万円とするものでございます。

詳細につきましては、補正予算説明書44ページをご覧ください。

歳入では、保留地販売が促進されたため、保留地売払収入2,520万円を増額し、基金繰入金670万円及び繰越金100万円を減額するものでございます。

次ページをご覧ください。

歳出におきましては、1項で土地区画整理事業費のうち、工事請負費の不用額1,000万5,000円を減額し、瑞浪中央土地区画整理事業基金積立金を2,750万5,000円増額するものでございます。

以上、説明といたします。

○議長（熊谷隆男君）

次に、建設部次長 大山一男君。

○建設部次長（大山一男君）

それでは、議第29号と議第30号を続けて説明させていただきます。

初めに、議第29号 平成26年度瑞浪市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

議案集の74ページをお願いします。

補正の主な理由につきましては、当初予算の社会資本整備総合交付金の増額と管渠布設事業の減額による減額補正になります。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,770万円を減額しまして、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ15億8,550万円とするものでございます。

2の歳入歳出予算の補正内容等は、75ページの第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございますが、この後、補正予算説明書でご説明申し上げます。

第2条の地方債の変更は、76ページの第2表、地方債補正のとおりでございまして、限度額を3億4,400万円に補正するものでございます。

補正予算説明書の48ページをお願いいたします。

2歳入、3款、1項 国庫補助金1,037万5,000円の増額につきましては、当初予算の社会資本整備総合交付金の増額によるものでございます。

5款、1項 一般会計繰入金762万5,000円の増額は、当初予算の交付金の増額に伴うものでございます。

8款、1項 市債3,570万円の減額は、当初予算の交付金の増額及び管渠布設事業費の減額によるものでございます。

49ページをお願いいたします。

3歳出、1款、1項 下水道管理費の補正は、消費税確定による増額に伴う節の増減でございます。

2項 下水道建設費、1目 管渠布設費1,770万円の減額は、管渠布設単独事業の事業内容の変更しましたので、それによる減額でございます。

2目 浄化センター建設費の補正は、当初予算の交付金の増額に伴いまして、財源の組み替えの変更でございます。

以上で、下水道事業特別会計補正の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第30号 平成26年度瑞浪市水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

議案集の77ページをお願いいたします。

補正の理由につきましては、人事異動に伴う収益的支出及び、事業費の確定に伴う資本的収入及び支出の減額です。

第1条で、平成26年度瑞浪市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次のように定めるとしております。

第2条で、平成26年度瑞浪市水道事業会計予算第3条の収益的支出の第1款 水道事業費用を673万2,000円減額しまして、11億2,546万8,000円に減額補正するものでございます。

第3条で、予算第4条の資本的収入が支出額に対する不足額7億1,350万円を5億7,496万1,000円に、過年度分損益勘定保留資金6億6,946万7,000円を5億4,185万4,000円に、消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,353万3,000円を3,260万7,000円に改め、減額補正するものでございます。

収入の第1款 資本的収入を3,711万7,000円減額し、2億5,438万3,000円に、支出の第1款 資本的支出を1億7,565万6,000円減額し、8億2,934万4,000円とします。

第4条で、予算第8条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費の職員給与費を1,065万6,000円減額し、3,046万1,000円と改めます。

補正予算説明書の59ページをお願いいたします。

実施計画明細説明書で説明させていただきます。

収益的支出、1款、1項 営業費用673万2,000円の減額は、人事異動による職員給料の減額でございます。

続きまして、60ページをお願いします。

資本的収入及び支出の収入、1款 資本的収入の内訳でございますが、3項 出資金1,190万円の減額及びございます。

61ページをお願いいたします。

支出、1款 資本的支出の内訳につきましては、1項 建設改良費、1目 事務費392万4,000円の減額は、人事異動による職員給料の減額でございます。

2目 緊急時給水拠点確保事業費7,246万1,000円の減額は、ライフライン機能強化等事業の事業

費及び配水管耐震化計画の委託料の確定に伴う減額でございます。

4目 配水設備改良費1億円の減額は、道路改良に伴う配水管の布設替えが翌年度以降になったための工事請負費の減額でございます。

3項 国庫補助金返還金72万9,000円の増額は、消費税分控除に係る国庫補助金の返還金でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（熊谷隆男君）

ご苦勞様でした。

○議長（熊谷隆男君）

ここで、暫時休憩をします。

休憩時間は午後1時までとします。

午前11時41分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（熊谷隆男君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（熊谷隆男君）

次に、日程第34、議第31号 平成27年度瑞浪市一般会計予算を議題といたします。

本案につきましては、議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

初めに、総務部長 水野 正君。

○総務部長（水野 正君）

それでは、議第31号 平成27年度瑞浪市一般会計予算について説明いたします。

議案集の79ページをご覧ください。

平成27年度瑞浪市一般会計予算ですが、第1条は歳入歳出予算を定めております。

第1項では、平成27年度一般会計の歳入歳出予算の総額を156億1,000万円と定めるもの、第2項は、款・項の区分及び区分ごとの金額で、81ページから84ページの第1表、歳入歳出予算のとおりでございます。

主な内容につきましては、後ほど、平成27年度瑞浪市予算説明書で説明をさせていただきます。

第2条でございますが、これは継続費に関するもので、85ページの第2表、継続費のとおり、南垣外・北野線道路改良事業につきまして、年割額を定めさせていただいております。

第3条でございますが、債務負担行為に関するもので、86ページから89ページの第3表、債務負担行為のとおり、67の事項につきまして、期間と限度額を定めております。

第4条は、地方債に関するもので、90ページの第4表、地方債のとおり、平成27年度に予定して

いる適債性のある15の事業と臨時財政対策債につきまして、その財源として市債を発行いたします。その起債の目的、限度額、起債の方法、利率などをここで定めさせていただきます。

79ページに戻りまして、第5条でございますが、これは一時借入金の最高額を定めるもので、借入れの限度額を5億円、また、第6条は、項をまたぐ予算の流用の規定を定めております。

それでは、別冊の平成27年度瑞浪市予算説明書で、一般会計の歳入・歳出予算について説明しますので、説明書をよろしくお願いたします。

歳入歳出の説明につきましては、歳入は、項の予算額と主な内容を、歳出は、目の予算額と主な新規事業を中心に説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

最初に、歳入から説明しますので、4ページをお願いたします。

まず、1款、1項 市民税につきましては、前年度比0.4%増の20億2,732万円を計上いたしました。計上にあたりましては、平成25年度決算をベースに、地方財政計画の伸び率、平成26年度の収入見込み等を考慮いたしまして、個人市民税は3,610万円の減、法人市民税は4,332万円の増を見込んでおります。

次に、2項 固定資産税につきましては、前年度比3.2%減の20億9,410万円を計上いたしました。これも平成25年度決算をベースに、地方財政計画の伸び率、平成26年度の収入見込みのほか、平成27年は評価替えの年にあたることから、地価の動向などを考慮して見込ませていただきました。

4ページから5ページの3項 軽自動車税につきましては8,428万円、4項 市たばこ税は2億5,600万円、5項 鉱産税は1万円、6項 入湯税は139万円を計上いたしました。これらも平成26年度の収入見込み、地方財政計画の伸び率などを考慮し見込ませていただいております。

6ページの7項 都市計画税でございますが、公共下水道区域の拡大による増は見込めますが、2項 固定資産税の状況を考慮し、前年度比1.5%減の2億8,210万円を見込みました。

次に、2款、1項 地方揮発油譲与税から7ページの中段の5款、1項 株式等譲渡所得割交付金は、平成26年度の収入見込みをベースに、県税の収入見込みを参考として見込んでおります。

6款、1項 地方消費税交付金は、前年度比24.4%増の5億6,000万円、7款、1項 ゴルフ場利用税交付金は、前年度比4.8%減の2億円、8ページの8款、1項 自動車取得税交付金は、ほぼ倍増の3,300万円、9款、1項 地方特例交付金は、前年度比5.6%増の1,900万円を見込みました。これらは、平成25年度決算をベースにいたしまして、地方財政計画の伸び率、平成26年度の収入見込みを考慮して計上しております。この中で、地方消費税交付金と自動車取得税交付金につきましては、県税の収入見込みが大幅に増加しておりますので、それにあわせて大幅な増となっておりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、10款、1項 地方交付税につきましては、前年度と同額の30億1,000万円を計上いたしました。地方財政計画で地方交付税につきましては0.8%の減となっておりますが、市税等の減少については、基準財政収入額の減少につながりますので、普通交付税及び特別交付税とも前年度と同額を計上しております。

下段の11款、1項 交通安全対策特別交付金につきましては、交付実績を考慮し、前年度比

16.7%減の450万円を見込みました。

次に、9ページをご覧ください。

ここからは、主に特定財源となる収入となります。

最初に、12款、1項 分担金は、土地改良事業に係る地元分担金の減少などにより、前年度比11.4%減の1,783万7,000円を計上いたしました。

2項の負担金は、子ども・子育て支援制度の移行により、保育料は公の施設の使用料に位置づけられました。このため、収入科目につきましては、平成27年度からは13款 使用料及び手数料で収入することとなります。このため1,312万3,000円と前年度を比較いたしますと、2億1,554万9,000円の大幅な減額となっております。

10ページから11ページ上段の13款、1項 使用料は、前年度比127.7%増の3億4,480万7,000円と大幅に増加いたします。これは、先ほどの負担金で説明しましたように、保育所の保育料が負担金から使用料に見直されたことなどによるものでございます。

11ページから12ページの2項 手数料につきましては、前年度比3.2%減の1億7,182万円を見込みました。各目の手数料ともほぼ前年度並みの収入を計上させていただいております。

次に、12ページから13ページの14款、1項 国庫負担金は、民生費国庫負担金で子ども・子育て支援制度による施設型給付費が創設されたことなどに伴い、前年度比4.3%増の9億7,121万6,000円の増額を見込みました。

13ページから14ページの2項 国庫補助金は、総務費国庫補助金で社会保障・税番号制に係る補助、教育費国庫補助金で学校施設の耐震補強関係の補助が増となりますが、民生費国庫補助金で臨時福祉給付金の給付金額の引き下げ、土木費国庫補助金で社会資本整備総合交付金の減などにより、前年度比6.6%減の8億8,620万7,000円を見込みました。

15ページの3項 国からの委託金でございますが、これは実績を踏まえまして、前年度並みの929万1,000円を見込んでおります。

15款、1項 県負担金は、国庫負担金と同様、民生費県負担金で施設型給付が創設されたことなどによりまして、前年度比9.4%増の4億8,006万3,000円を見込みました。

16ページから17ページの2項 県補助金でございますが、これは民生費県補助金で児童館の改築、及び商工費県補助金で観光施設整備が完了したことなどによりまして、前年度比18.4%減の2億8,362万8,000円を見込んでおります。

18ページの3項 県委託金でございますが、これは総務費委託金で県議会議員選挙、土木費県委託金で都市計画基礎調査と、受託事業が増しておりますので、前年度比28.9%増の9,132万9,000円を見込んでおります。

次に、18ページの下段から19ページの16款、1項 財産運用収入につきましては、基金利息の決算見込み額を考慮し、前年度比6.7%増の1億839万7,000円を見込みました。2項 財産売払収入は、平成26年度に西小田地内市有地の売却を見込みましたが、今年度は売却の予定がなく、829万円と大幅な減となっております。

次に、20ページの17款、1項 寄附金は、前年度並みの130万円を計上しております。

20ページから21ページ上段の18款、1項 基金繰入金は、前年度比11.0%減の13億9,875万8,000円を見込みました。平成27年度は、財政調整基金は、積極的な予算編成のため2億7,630万円の増、ハートピア改修のため社会福祉事業基金からの繰り入れを2億6,000万円見込みましたが、平成26年度に保健センター改築のため、公共施設整備基金を繰り入れいたしましたので、全体としては減額となっております。

21ページの2項 財産区繰入金は、36.4%減の1,370万円を見込みました。これは、平成26年度は財産区議員選挙に係る繰り入れがあったためでございます。

19款、1項 繰越金は、前年度と同額の1億円を見込んでおります。

21ページ下段から22ページ上段の20款、1項 延滞金・加算金及び過料を592万8,000円、2項 市預金利子を7万2,000円、及び3項 貸付金元利収入を1億5,676万6,000円見込みましたが、それぞれ前年度並みの予算として計上させていただいております。

23ページから25ページの4項 雑入でございますが、前年度比0.5%増の1億4,026万8,000円を見込みました。主な内容では、実費弁償金は、高齢者インフルエンザ接種料などの予防接種の実費分につきまして、インフルエンザ予防接種が定期予防接種化され無料になりましたので減っておりますし、また、防災ヘリ、及び25ページ下段の後期高齢者医療広域連合への派遣職員の人件費、この部分が収入としてふえておりますので、よろしく願いいたします。

25ページから26ページの21款、1項 市債につきましては、23.0%増の16億2,350万円を見込みました。市債は、適債性がある事業につきまして、その特定財源として見込んでおります。主な事業は、消防債の防災情報伝達システム整備事業、教育債の瑞浪南及び（仮称）瑞浪北中学校の整備に係る事業などでございます。なお、一般財源となります臨時財政対策債につきましては、地方財政計画を考慮し、6億2,000万円の借り入れを見込んでおります。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出のうち、議会事務局、総務部、選挙管理委員会、監査委員会及び会計室について説明をいたします。

予算説明書の27ページからでございます。

1款、1項 議会費でございますが、4.2%増の1億9,417万6,000円を見込みました。主な内容といたしましては、議員の皆さんと事務局職員の人件費、及び定例会開催等の経費でございます。

27ページ中段から32ページ上段までの2款、1項 総務管理費につきましては、3.4%減の12億8,809万6,000円を見込んでおります。

一般会計の予算は、項の中で、複数の部にまたがりますので、目の予算額で、総務部等の所管を説明させていただきます。

まず、主な内容といたしましては、27ページから28ページにかけて、1目 一般管理費でございますが、7億394万2,000円、これは市長、副市長をはじめ総務部、会計室、まちづくり推進部の職員人件費のほか、契約事務、個人情報及び情報公開などに係る経費でございます。0.8%減額

の主な要因につきましては、市制60周年記念式典の開催に係る経費が皆減となったことによるものでございます。

2目 人事管理費の1,195万5,000円につきましては、職員の研修及び健康診断等に係る経費でございます。増額の要因につきましては、職員研修に係る経費が増となったことによるものでございます。

3目 広報広聴費の1,380万3,000円につきましては、広報みずなみの発行や特別番組作成などに係る経費でございます。減額の要因につきましては、市制60周年記念の要覧の作成が皆減となっておりますので、よろしく願いいたします。

次に、4目 会計管理費の118万3,000円につきましては、会計室の事務処理に係る経費でございます。

28ページから29ページの5目 財産管理費の1億742万2,000円につきましては、本庁舎、市有財産の管理及び公用自動車の管理などに係る経費でございます。減額の要因でございますが、平成26年度に保健センターの改修にあわせまして、防災倉庫等の改修のほか、耐震補強の設計を見込んだことによる減でございます。なお、本庁舎の耐震補強工事につきましては、平成26年度の補正予算で繰り越しをさせていただいております。また、平成26年度に固定資産台帳を作成しておりますので、引き続き、ここで公共施設の白書を作成してまいります。

次に、6目 財政管理費の2,534万1,000円につきましては、予算編成や決算などに係る資料作成及び基金に積み立てをする予算でございます。増額の要因につきましては、資金運用により基金利子の増を見込んだこと、また、新地方公会計制度以降にあわせまして、財務諸表整備に係る委託経費を新規に計上させていただいております。

29ページの7目 企画費の1億819万7,000円のうち、総務部所管分は、企画事務、広域行政、学園都市及び超深地層研究所に関する予算でございます。平成26年度に市制60周年記念事業が終了いたしましたして皆減となりますが、そのほかは前年度並みとなっております。

29ページから30ページの8目 電算管理費の1億7,359万7,000円につきましては、総合行政情報システムや地域公共ネットワークなど、電算の維持管理に係る経費でございます。庁内LANに係る経費は減となりますが、社会保障・税番号制度の移行に係るシステム改修につきましては、増加となっております。

30ページ中段の公平委員会費の36万3,000円は、公平委員会開催及び研修等に係る経費でございます。

31ページの14目 諸費の3,508万6,000円のうち、総務部所管分は、顧問弁護士への報酬、市税等の過年度還付のための経費を、前年度並みに盛りさせていただきました。

32ページの2項 徴税费でございますが、前年度比7.5%増の1億9,269万1,000円を見込んでおります。

1目 税務総務費の1億1,739万7,000円につきましては、税務課職員の人件費と事務経費でございます。2目 賦課徴収費の7,529万4,000円は、税の賦課・徴収に係る経費でございます。増加の

要因は、家屋現況図の作成に係る委託事業が増額となっております。

33ページの3項 戸籍住民基本台帳費は、前年度比28.3%増の7,181万5,000円を見込みました。これは、住民票や戸籍などに関する事務、及び旅券の発給に要する経費でございます。増加の要因は、社会保障・税番号制度に関しまして、個人番号通知カード発給の委託に係る経費を新たに計上させていただいております。

次に、33ページから34ページの4項 選挙費でございますが、前年度比32.3%減の4,406万7,000円を見込みました。

33ページの1目 選挙管理委員会費の1,039万6,000円につきましては、選挙管理委員会委員と事務職員の人件費及び委員会開催に係る経費でございます。2目 選挙啓発費の27万2,000円、これにつきましては、選挙の啓発に係る経費でございます。

34ページの3目 県議会議員選挙費の1,227万4,000円につきましては、平成27年4月29日に任期満了となる岐阜県議会選挙、4目 市長選挙費の2,112万5,000円につきましては、平成27年7月26日に任期満了となります市長選挙の執行に係る事業費でございます。なお、平成26年度に終了いたしました農業委員会委員選挙、財産区議会議員選挙、市議会議員選挙につきましては、廃目しております。

35ページの5項 統計調査費につきましては、前年度比43.5%増の2,350万2,000円を見込みました。

1目 統計調査総務費につきましては、896万1,000円、これは統計担当職員の人件費などがございます。2目 諸統計調査費の1,454万1,000円につきましては、主に国勢調査に係る経費を計上しております。

35ページから36ページ上段の6項 監査委員費は33.3%減の524万4,000円を見込みました。これは、監査委員会事務局の事務経費と定期監査、決算審査など監査に係る経費でございまして、減額の主な要因は、職員の異動に伴うものでございます。

次に、ページを進めてまいりまして、69ページをご覧くださいと思います。

11款、1項 公債費につきましては、市が借り入れした市債の償還元金と利子でございます。前年度比3.9%増の19億5,726万2,000円を見込みました。1目 元金は、平成27年度も減債基金の取り崩しで繰上償還分を含んでおります。また、2目 利子につきましては、前年度比10.7%の減となっておりますが、これは繰上償還による借入残高の減ですとか、元利均等償還によりまして、償還が進むほど利子が減少してまいりますので、減となっております。また、3目 公債諸費につきましては、繰上償還に係る賠償金を計上しております。

13款、1項 予備費につきましては、前年度と同様、2,000万円を見込んでおります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

次に、民生部長 伊藤明芳君。

○民生部長（伊藤明芳君）

それでは、議第31号 平成27年度一般会計予算のうち、民生部所管分について、ご説明させていただきます。

予算説明書の36ページをお願いいたします。

3款 民生費、1項 社会福祉費は、39ページにかけてでございますが、27億2,930万4,000円で、前年比2億374万3,000円の増となっております。

主な内容としましては、36ページの1目 社会福祉総務費3億7,535万円は、職員人件費のほか、社会福祉協議会への補助金、市民福祉センターの指定管理料、それと、引き続き実施することとなりました「臨時福祉給付金」の支給に係る経費、市民福祉センターの大規模改修に要する事業費などのほか、新たに生活困窮者自立支援事業に係る経費を計上しております。

2目 老人福祉費の6,275万1,000円は、老人保護措置などに係る経費、37ページの3目 老人憩いの家費1,862万円は、市内3カ所にあります老人憩いの家の指定管理料などでございます。

4目 福祉医療費3億9,890万5,000円は、乳幼児、母子、重度心身障害者などに対する医療費の助成経費であります。

5目 国民年金費の1,102万3,000円は、相談窓口や年金の届け出などに係る事務経費、6目 国民健康保険費2億2,860万円につきましては、国保事業を運営するための繰出金として、人件費のほか、事務費、保険基盤・財政安定化繰入金、出産育児一時金などに相当する額を見込んでおります。

7目 介護保険費5億6,301万6,000円につきましては、保険者として、介護給付費の法定負担分を含み、人件費、事務費分として、特別会計へ繰り出す経費でございます。

38ページの8目 後期高齢者医療費4億7,811万3,000円は、医療給付費に係る市の法定負担分と、保険料の軽減分を市が補てんする、保険基盤安定制度負担分、及び事務費などを特別会計へ繰り出す経費として計上させていただいております。

9目 障害者福祉費の3,591万9,000円は、障害者のニーズを踏まえ、身体、知的、精神などの障害を持つ方たちの自立に向けた生活を支援するための施策経費として、10目 自立支援費の5億2,695万7,000円につきましては、主に、障害者総合支援法のサービス給付や、更生医療などに係る経費でございます。

11目 地域生活支援費の3,005万円は、障害者総合支援法第77条に規定される日中一時支援事業、日常生活用具給付事業などの経費でございます。

次に、2項 児童福祉費は、39ページから41ページの上段まででございますが、19億7,061万9,000円で、前年比7,672万3,000円の減となっております。

主な内容につきましては、39ページの1目 児童福祉総務費の1億2,393万2,000円は、職員人件費のほか、4カ所の子育て支援センター、7カ所の放課後児童クラブの運営経費と、子ども発達支援センターの管理運営経費などでございます。

40ページにかけての、2目 児童措置費7億8,827万4,000円につきましては、中学生までの子どもに支給する「児童手当」と、母子・父子家庭などに支給する児童扶養手当の経費などのほか、

「子育て世帯臨時特例給付金」の支給に係る経費を計上させていただいております。

3目 母子福祉費の521万7,000円は、母子家庭の就業、自立に向けた支援を行う経費及び、DV被害から保護するため、母子支援施設への入所に要する経費としております。4目 保育所費の9億9,855万4,000円につきましては、臨時を含む保育士、調理員の人件費のほか、保育に欠ける園児を公立の8園、私立の啓明保育園、愛保育園、及び管外保育所などに措置する経費などがございます。

41ページの5目 児童館費5,464万2,000円は、児童館4館の指定管理料、施設の修繕・補修経費などの経費で、平成26年度で南小田児童館の改築事業費を計上していたことから、大幅な減額となっております。

次に、3項 生活保護費は、1億8,328万9,000円、42ページの4項 災害救助費50万円は、災害見舞弔意金の支給経費でございます。

次に、42ページから43ページにかけての4款 衛生費、1項 保健衛生費は、4億3,666万6,000円で、平成26年度において新保健センターの建設費を計上していたことから、前年比7億2,521万6,000円の大幅な減となっております。

42ページの1目 保健衛生総務費2億3,310万円につきましては、市民の健康づくりの拠点として保健サービスを展開していくために必要な経費のほか、休日急病診療所組合の負担経費、東濃厚生病院への補助、及び医師確保のための奨学資金などの経費を計上させていただきました。

また、新規事業として、骨髄ドナー支援事業奨励金事業に係る経費を計上させていただいております。

2目 予防費の1億526万7,000円は、乳幼児から高齢者までを対象に、予防接種法、感染症法に基づく事業に要する経費でございます。

43ページまでの3目 母子保健費4,847万8,000円は、妊婦から乳幼児までを対象に、母子保健法に基づく事業を実施するため、保健指導や妊婦健診、乳幼児健診等の経費を計上させていただいております。

4目 健康増進費4,982万1,000円は、健康増進法に基づき実施する、がん検診などの健康診査に係る経費でございます。

次に、63ページをお願いいたします。

63ページ中段の10款 教育費、4項 幼稚園費1億9,941万9,000円につきましては、職員の人件費のほか、就学前教育に要する経費で、職員人件費の支出区分の見直しを行ったことにより、1億5,618万6,000円の増となっております。

以上で、民生部所管分の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（熊谷隆男君）

次に、まちづくり推進部長 渡邊俊美君。

○まちづくり推進部長（渡邊俊美君）

失礼します。それでは、議第31号 平成27年度一般会計予算のうち、まちづくり推進部所管分に

つきましてご説明させていただきます。

予算説明書の29ページをお願いいたします。

中段の、2款 総務費、1項 総務管理費、7目 企画費1億819万7,000円のうち、まちづくり推進部所管分につきましては、男女共同参画社会推進事業経費、人権施策推進に関する事業や空き家・空き地適正管理などに係る経費でございます。平成27年度より同和問題啓発に係る経費を民生費より移管し、人権施策推進事業に繰り込み計上しております。新規事業といたしましては、都市・農村交流に係る事業費を計上させていただいております。

30ページの上段の9目 コミュニティーセンター費752万4,000円につきましては、市内4カ所のコミュニティセンターと1連絡所の事務に係る事務管理経費でございます。

一つ飛びまして、11目 自治振興費8,316万5,000円につきましては、区長会及びまちづくり推進組織への支援、LED防犯灯の設置及び切り替えなどに係る経費でございます。新規事業では、市民活動補償保険事業、夢づくり市民活動補助事業、夢づくりチャレンジ研究室事業に係る事業費を計上させていただいております。

31ページの12目 交通安全対策費1,313万6,000円につきましては、幼児から高齢者までの幅広い交通安全教育及び啓発事業の推進と、歩行者等の安全を図るための区画線、ガードレールなどの交通安全施設整備事業の経費でございます。

13目 市民相談費338万2,000円につきましては、法律相談、人権相談などを開催する経費でございます。

14目 諸費でございますが、3,508万6,000円のうち、まちづくり推進部所管分につきましては、総務諸費で防犯関係の負担金、保護司会等への支援などがございます。

次に、少し飛びまして、58ページをお願いいたします。

9款 消防費のうち、58ページ下段から59ページの4目 防災費でございますが、3億1,978万7,000円を計上しております。

防災設備や防災行政無線などの維持管理及び防災資機材などの購入、防災団体との連携事業に係る経費などのほかに、新規事業といたしまして、防災情報伝達システムの整備に係る経費を計上させていただいたことにより、前年比2億7,500万円ほどの増になっております。

事業内容としましては、新たな防災情報の伝達手段として防災ラジオシステムを導入するもので、市内全世帯に防災ラジオを貸与し、確実に防災情報を届ける体制を整えます。

以上で、まちづくり推進部所管分の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（熊谷隆男君）

次に、経済部長 遠藤三知郎君。

○経済部長（遠藤三知郎君）

それでは、平成27年度一般会計歳出予算のうち、経済部所管分について、ご説明申し上げます。予算説明書の43ページをお願いします。

4款 衛生費、2項 清掃費、1目 清掃総務費8,262万9,000円は、クリーンセンターの職員人

件費を含む運営経費でございます。

続いて、44ページをお願いします。

2目 塵芥処理費5億4,964万8,000円は、クリーンセンター、不燃物最終処分場及び混合焼却施設の管理、運転経費や可燃ごみ収集運搬業務の委託料などでございます。なお、塵芥収集車1台の更新を予定しております。

以上、経済部所管の清掃費合計6億3,227万7,000円は、前年比5.1%の減でございます。

次に、45ページをお願いします。

3項 環境費、1目 環境総務費6,445万4,000円は、昨年と同様に地球温暖化防止対策推進事業として、太陽光発電システムの普及を図るため、経費の一部補助をいたします。このほか、不法投棄の防止、ごみの減量やリサイクルを推進するための経費でございます。なお、新たに生物多様性保存事業として、屏風山の黒の田湿地の調査保存事業を進めてまいります。

続いて、2目 斎場管理費6,335万8,000円は、前年比111.8%の増で、従来からの斎場施設の管理運営に要する経費に加え、今回新たに、施設の停電時に対応するため、自家発電装置等の設備整備事業を行うための費用でございます。

続きまして、3目 公害対策費381万6,000円は、主な事業としまして、水質検査、臭気測定等の委託料や、河川等美化推進事業にかかわる経費でございます。

以上、環境費合計が、次ページにわたりますが、1億3,162万8,000円でございます。前年比38.8%の増となっております。

46ページ2段目をお願いいたします。

5款 労働費、1項 労働諸費、1目 労働諸費6,485万9,000円は、勤労者の生活安定及び福祉の向上を図るための「生活安定資金」や「住宅資金」融資の金融機関への預託金などであります。

続いて、6款 農林水産業費、1項 農業費、1目 農業委員会費2,034万2,000円は、農業委員と事務局職員の人件費及び活動費でございます。

47ページをお願いいたします。

2目 農業総務費5,810万2,000円は、職員人件費と東濃農業共済事務組合負担金でございます。

3目 農業振興費6,056万4,000円は、主な事業としまして、中山間地域等直接支払事業交付金及び農畜産物加工品開発事業、農産物等直売所管理経費委託料などでございます。

続いて、48、49ページをお願いいたします。

一番上でございますが、4目 畜産業費90万2,000円は、畜産農家の経営安定や畜産の振興を図るための事務経費と会費、負担金でございます。

続いて、5目 家畜診療所費3,675万7,000円は、獣医師の人件費や医薬品、家畜伝染病防疫対策及びポーノポークなど、畜産特産物の生産規模拡大を図るための事業補助などでございます。

次の農地費は次のページにわたりますが、6目 農地費1億8,680万3,000円のうち、農業集落排水事業特別会計繰出金1億700万円、ここがございますが、建設部の所管となりますのでよろしくをお願いいたします。

農地費の主な事業としましては、職員の人件費、土岐川防災ダム一部事務組合の負担経費、県の中山間地域総合整備事業の負担金、県単土地改良事業の工事費などがございます。

以上、経済部所管の農業費の合計は2億5,647万円で、前年比7.7%の減でございます。

次に、49ページ2段目でございますが、2項 林業費、1目 林業総務費493万1,000円は、職員人件費と事務経費でございます。2目 林業振興費2,111万1,000円は、有害鳥獣による被害防止の電気牧柵購入補助金、捕獲委託料、林道維持補修経費でございます。

50ページをお願いいたします。

3目 公有林整備事業費344万9,000円は、ピカリアの森管理経費、市有林保育の委託料でございます。

以上、林業費合計で2,949万1,000円ございまして、前年比19.8%の減でございます。

次に、7款 商工費、1項 商工費、1目 商工総務費8,533万7,000円でございますが、職員人件費のほか、釜戸駅の乗車券販売委託経費、コミュニティバスの運行路線維持対策経費などがございます。

続いて、2目 商工振興費3億4,902万9,000円は、前年比48.8%の増となります。これは、釜戸町に新たな企業立地を進めるため、市が直接用地を買い取り、造成までを行う「企業立地促進事業」を行うことによるものでございます。

このほか主な事業は、小口融資預託金、商工会議所事業補助経費、企業立地奨励事業、国内外の見本市などへの出展補助を行うみずなみ焼等販路開拓支援事業、新たな事業チャレンジ支援補助事業、それと、瑞浪ポーノポーク等の推奨・PRを行うための瑞浪特産品推進事業、みずなみ陶器まつり開催事業などがございます。

次に、3目 窯業技術研究所費でございますが、4,257万6,000円は、職員人件費や施設の管理経費、伝統技術の伝承や、新分野開拓のための研究経費でございます。

続いて、観光費、52ページにわたりますが、4目 観光費1億559万2,000円は、前年比171%の増となります。これは、中山道大湫宿の国の文化財指定を受けている歴史的建物を、新たに観光・交流の拠点として整備し、活用を図る「大湫宿保存活用事業」を行うことによるものでございます。

このほかに主な事業としましては、観光情報の発信事業、ゴルフのまちPR事業、美濃源氏七夕まつりの開催支援など、本市への誘客やPRを図ってまいります。

以上、商工費の合計は、52ページでございますが、5億8,253万4,000円で、前年比44.2%の増でございます。

以上が経済部所管分でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（熊谷隆男君）

次に、建設部長 石田智久君。

○建設部長（石田智久君）

それでは、議第31号 平成27年度一般会計歳出予算のうち、建設所管分について説明いたします。予算説明書29ページをご覧ください。

2 款 総務費、1 項 総務管理費、7 目 企画費において、土地対策費、それから、地籍調査 3 事業、14 地区、5.72 平方キロメートルの事業費 9,127 万 7,000 円を計上しております。

次に、44 ページをお願いいたします。

4 款 衛生費、2 項 清掃費、3 目 し尿処理費 2 億 3,189 万 6,000 円は、衛生センター運営管理業務委託、し尿収集運搬業務経費、合併処理浄化槽設置事業補助金、職員人件費でございます。

前年度より減額しておりますのは、衛生センター運営管理業務委託の方式を変更したためでございます。

次に、48 ページをお願いいたします。

6 款 農林水産業費、1 項 農地費、6 目 農地費のうち 1 億 700 万円は、農業集落排水事業特別会計への繰出金でございます。詳細については、農業集落排水事業特別会計で説明いたします。

次に、52 ページをお願いいたします。

8 款 土木費、1 項 土木管理費、1 目 土木総務費 4,545 万 2,000 円は、主に職員人件費でございます。

次ページに移りまして、2 項 道路橋梁費、1 目 道路橋梁総務費 3,125 万 5,000 円は、職員人件費及び道路台帳の更新にかかわる費用でございます。

2 目 道路維持費 7,317 万 6,000 円は、市道未登記土地解消に伴う諸費用、市内を 7 地区に区分した市道補修業務委託及び舗装補修業務委託、並びに地元要望に対応する工事請負費でございます。

前年比較 805 万 9,000 円の減額は、市道補修経費及び市道未登記土地測量業務の減額によるものでございます。

3 目 道路新設改良費 3 億 7,690 万 4,000 円は、職員人件費、県道大西瑞浪線等の県営事業負担金、地元要望に対応する諸費用、道路防災工事、社会資本整備総合交付金を活用した市道天徳・本郷線、上平 5 号線ほかの改良に伴う諸費用、辺地債を活用した市道南垣外北野線道路改良事業にかかわる諸費用でございます。

大きく減額しておりますのは、平成 26 年度予算 2 億 2,170 万円を平成 27 年度へ繰り越したための措置でございます。

次ページをお願いいたします。

4 目 橋梁維持費、これは橋梁の修繕に係る費用でございます。

次に、3 項 河川費、1 目 河川管理費 2,665 万 6,000 円は、地元要望のうち排水路等の工事請負費、県営急傾斜地崩壊対策事業「土岐町南山地区」及び「細久手団地地区」の負担金、新規事業の河川状況監視事業に係る費用でございます。

増額理由は、県営急傾斜地崩壊対策事業負担金の増額と、新規事業によるものでございます。

2 目 ダム関連費は職員人件費でございます。

次に、55 ページでございますが、4 項 都市計画費、1 目 都市計画総務費 1 億 3,646 万 3,000 円は、職員人件費、耐震診断及び耐震補強工事補助、地域交流センター「ときわ」の管理運営経費、都市計画調査事業にかかわる費用です。

増額理由は、職員異動による課員の増員及び都市計画調査事業によるものでございます。

2目 土地区画整理費1,575万3,000円は、瑞浪中央土地区画整理保留地処分事務にかかわる経費、及び下益見土地区画整理特別保留地賃借料の基金積立でございます。

減額理由は、瑞浪中央土地区画整理事業特別会計を閉鎖したためでございます。

次に移りまして、3目 街路事業については、瑞浪駅前管理に係る費用でございます。

4目 公園監理費9,050万4,000円は、職員人件費、市民公園管理委託料、市民公園借地料、都市公園長寿命化計画による都市公園遊具等整備事業でございます。

次に、5項 下水道費、1目 下水道費3億9,290万円は、下水道事業特別会計への繰出金でございます。

最下段の6項 住宅費、1目 住宅管理費7,832万5,000円は、職員人件費、住宅修繕費、施設改修事業、長寿命化事業にかかわる費用でございます。

次に、予算説明書69ページをお願いいたします。

12款 諸支出金、1項 公営企業費、1目 水道事業会計支出金1億2,171万2,000円であります。詳細については、水道事業会計にて説明いたします。

以上、建設部所管の説明といたします。

○議長（熊谷隆男君）

次に、消防長 有我俊春君。

○消防長（有我俊春君）

失礼します。それでは、消防費のうち、消防本部所管分の歳出予算につきましてご説明申し上げます。

予算説明書の57、58ページをお願いいたします。

9款 消防費、1項 消防費、1目 常備消防費4億4,684万3,000円は、職員の人件費及び消防、救急活動に伴う諸経費でございます。前年比4,150万9,000円の増額となっておりますが、これは主に、資器材搬送車の更新及び通信機器維持管理などによるものでございます。

続きまして、次ページをお願いします。

2目 非常備消防費9,657万1,000円は、消防団員の報酬、出動に伴う費用弁償及び消防団の活動に伴う経費でございます。本年度は、小型動力ポンプ2台及び小型動力ポンプ積載車2台の更新整備などを予定しております。

次に、3目 消防施設費2,535万円は、常備及び非常備施設の建設、修繕に係る経費でございます。本年度は、消防団拠点施設の用地取得や防火水槽1基の設置を予定しております。前年比1,395万8,000円の減額となっております。これは主に、稲津町川折消器庫の建設が完了したことによるものでございます。

消防本部所管分の消防費は、合計で5億6,876万4,000円でございます。

以上で、消防本部所管分の予算の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

次に、教育委員会事務局長 伊藤正徳君。

○教育委員会事務局長（伊藤正徳君）

それでは、失礼いたします。議第31号 平成27年度一般会計予算のうち、教育委員会所管分の歳出予算についてご説明申し上げます。

予算説明書の59ページをお願いいたします。

10款 教育費、1項 教育総務費、1目 教育委員会費、予算額192万2,000円、これは教育委員4名の報酬を含みます、教育委員会事務経費でございます。

2目 事務局費、予算額1億7,865万5,000円。主なものといたしましては、事務局事務経費の職員人件費及び一般事務経費でございます。

60ページをお願いいたします。

3目 の教育振興費は、予算額8,022万8,000円で、主に、ALT英語指導助手の活動経費、奨学金事業、児童生徒学業支援員派遣事業にかかる経費でございます。

4目 教育研究所費、予算額125万3,000円は、教育みずなみの発行経費、それから、教育研究所の運営にかかる経費でございます。

61ページをお願いいたします。

2項 小学校費でございます。

1目 学校管理費、予算額1億3,138万3,000円でございます。主なものは、小学校7校の事務管理経費、施設管理経費などの一般経費のほか、備品購入事業や、施設改修事業の経費でございます。

2目 教育振興費でございます。3,792万5,000円を計上いたしました。主な事業といたしましては、各小学校の教材維持管理経費、要保護等就学援助経費など、小学校の活動経費のほか、小学校のパソコン教室用コンピューターの更新、それから、新規事業であります瑞浪南中学校開校に伴います小学校交流事業の経費でございます。

3目 学校建設費でございます。

予算額、3,417万1,000円、これは瑞浪小学校、陶小学校の体育館の非構造部材耐震補強工事にかかる新規事業費でございます。

次に、62ページをお願いいたします。

3項 中学校費でございます。

1目 学校管理費、予算額は1億1,025万6,000円で、主なものは、中学校6校の事務管理経費、施設管理経費、備品購入経費、それから、新規事業でございます瑞浪南中学校開校準備事業経費でございます。

前年比380万8,000円増の増額となっておりますが、これは、瑞浪南中学校開校準備事業などの増額によるものでございます。

2目 教育振興費、予算額4,305万円でございます。主に各中学校の教材維持管理経費、要保護等就学援助経費などでございます。

前年比1,664万9,000円の増額となっておりますが、主なものとしましては、新規事業でございま

す中学校用コンピューター更新事業などでございます。

3目 学校建設費、予算額6億2,805万5,000円で、前年度比較で4億1,247万8,000円の増額で
ございます。これは、中学校統合に係る瑞浪南中学校と瑞浪北中学校の施設整備に伴います委託料や
工事費、土地取得費用、それから、中学校屋内運動場などの非構造部材耐震補強工事、これは新規
事業でございますが、などの経費でございます。それから、陶中学校を陶小学校に転用するための
改修事業も含んでおります。

63ページをお願いいたします。

5項 社会教育費、1目 社会教育総務費、予算額3,972万9,000円でございます。これは職員人
件費、それから、社会教育指導員の報酬を含みます社会教育の推進経費でございます。

64ページをお願いいたします。

2目 青少年教育費、予算額762万4,000円で、青少年育成推進事業のほか、成人式の開催経費な
どでございます。

3目 公民館費、予算額1億8,376万7,000円を計上いたしました。これは、職員人件費のほか、
中央公民館並びに地区公民館の施設管理経費、各種事業の開催経費などでございます。

65ページをお願いいたします。

4目 図書館費、予算額5,166万1,000円は、指定管理料を含めます市民図書館の管理経費でござ
います。

5目 文化費、予算額6,984万円でございます。これは、職員人件費のほか、文化財の調査・保
存にかかる事業、それから、自然ふれあい館の指定管理料などを計上しております。

66ページをお願いします。

6目 化石博物館費は、予算額1,957万3,000円を計上いたしました。これは化石博物館の事務経
費並びに施設管理経費が主なものでございます。

7目 市之瀬記念美術館費、予算額477万7,000円、これは施設の修繕を含みます施設管理経費が
主なものでございまして、展示会の開催や作品の保存事業も含んでおります。

8目 地球回廊費は、予算額552万7,000円、これは施設管理費が主なものでございます。

9目 陶磁資料館費は、予算額1,724万9,000円でございます。これは資料館の施設管理経費、定
期展示会開催経費が主なものでございます。

67ページをお願いいたします。

6項 保健体育費、1目 保健体育総務費は、予算額3,155万8,000円でございます。主に、職員
人件費を含みます保健体育事務経費、各種体育大会の開催経費、それから、トップアスリート交流
事業などの経費を計上しております。

2目 体育施設費、予算額1,470万1,000円は、市営野球場やテニスコートなど、体育施設の管理
経費が主なものでございます。

68ページをお願いいたします。

3目 市民体育館費、予算額2,499万1,000円は、市民体育館の施設管理経費が主なものでござい

ます。

4目 学校給食費は、予算額2億5,248万円3,000円で、主なものといたしましては、給食センターの職員人件費を含みます事務経費や施設管理経費、それから、給食センターの運営経費でございます。前年比3,705万4,000円減額の理由といたしましては、給食調理等の業務を今年度、直営から業務委託にすることに伴いましての人員費の減額、それから、施設改修費の減額などが主なものでございます。

以上で、教育委員会所管分の歳出予算の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

ご苦労様でした。

○議長（熊谷隆男君）

ここで、暫時休憩といたします。

休憩時間は、2時25分までといたします。

午後2時10分 休憩

午後2時25分 再開

○議長（熊谷隆男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（熊谷隆男君）

次に、日程第35、議第32号 平成27年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計予算から、日程第42、議第39号 平成27年度瑞浪市水道事業会計予算までの8議案を一括議題といたします。

本8議案につきましては、議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

初めに、民生部長 伊藤明芳君。

○民生部長（伊藤明芳君）

それでは、議第32号から議第35号までの4議案について、説明させていただきます。

議案集の91ページをお願いいたします。

初めに、議第32号 平成27年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

後期高齢者医療事業は、65歳以上の一定の障害を持つ方を含み、75歳以上の被保険者を5,972人と推計し、第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億5,630万円と定めており、第2条では、一時借入金の最高額を5,000万円と定めております。

それでは、別冊の予算説明書で説明をさせていただきます。

予算説明書の95ページをお願いいたします。

まず、歳入ですが、1款、1項 後期高齢者医療保険料3億2,769万9,000円は、年金から天引きする特別徴収保険料と普通徴収保険料を見込んでおります。

3款 後期高齢者医療広域連合支出金、1項 委託金803万1,000円は、健康診査に係る広域連合の委託金を計上しております。

96ページまでの4款 繰入金、1項 一般会計繰入金1億1,990万円は、事務費、保険基盤安定負担金、保健事業に係る繰り入れ分であります。

5款 繰越金は10万円を、6款 諸収入は延滞金のほか、表のとおり計上させていただいております。

続いて、97ページの歳出をお願いいたします。

1款 総務費、1項 総務管理費932万8,000円は、人件費のほか事務経費で、2項 徴収費177万円は、納付書等の作成業務委託料など、保険料の徴収に係る諸経費を計上させていただきました。

2款、1項 後期高齢者医療広域連合納付金4億3,563万8,000円は、保険料のほか、保険基盤安定負担金、事務費負担金、保健事業費負担金などであります。

続いて、98ページの3款 保健事業費、1項 健康保持増進事業費806万4,000円は、「ぎふ・すこやか健診」及び「口腔健診」に係る経費であります。

4款 諸支出金、5款 予備費につきましては、それぞれ表のとおり計上させていただいております。

次に、議案集の93ページをお願いいたします。

議第33号 平成27年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計予算について、ご説明させていただきます。

平成27年度は、被保険者数を、一般被保険者8,380人、退職被保険者670人、世帯数を5,330世帯と見込み、直近の保険給付費の動向も踏まえまして、第1条において、歳入歳出予算の総額をそれぞれ45億3,400万円と定めております。

第2条では、債務負担行為を、第3条では、一時借入金の最高額を5,000万円と定め、第4条では、歳出予算の流用について規定しております。

それでは、予算説明書の107ページをお願いいたします。

歳入から説明させていただきます。

1款 国民健康保険料、1項 一般被保険者国民健康保険料を9億229万円、2項 退職被保険者等国民健康保険料を8,904万円と見込んでおります。

108ページをお願いいたします。

3款 国庫支出金、1項 国庫負担金6億6,844万2,000円は、国の療養給付費などの定率負担分と、高額医療費共同事業及び特定健診の負担分であります。

2項 国庫補助金の1億2,880万円は、市町村間の国保財政力の不均衡を調整するための交付金などで、4款、1項 療養給付費交付金2億2,099万円は、退職被保険者に係る療養給付費交付金であります。

109ページの5款、1項 前期高齢者交付金11億1,008万5,000円は、保険者間の前期高齢者の遍在による負担の不均衡を調整する支払基金からの交付金であります。

6款 県支出金、1項 県負担金2,644万2,000円は、高額医療費共同事業と特定健診の県負担分であり、2項 県補助金2億2,865万円は、国保財政の健全化を図るための特別補助金と調整交付金であります。

次に、110ページをお願いします。

7款、1項 共同事業交付金8億4,142万9,000円は、高額医療費共同事業、保険財政共同安定化事業に係る交付金であります。

8款 財産収入30万7,000円は、財政調整基金の利子、9款 繰入金、1項 基金繰入金7,400万円は、財政調整基金からの繰り入れを見込んでおります。2項 一般会計繰入金2億2,860万円は、職員人件費のほか、出産育児一時金、財政安定化繰り入れなど法定繰り入れ分であります。

111ページの10款 繰越金は、前年と同額の1,000万円を、11款 諸収入は、第三者納付金や返納金などであります。

続きまして、112ページの歳出の説明をさせていただきます。

1款 総務費、1項 総務管理費6,680万円は、職員人件費のほか、電算処理業務委託など、保険料の賦課徴収に係る事務経費であります。

113ページにかけての、2款 保険給付費、1項 療養諸費24億8,457万5,000円は、一般及び退職被保険者の医療給付費と療養費、及び審査手数料の経費であります。

2項 高額療養費2億8,830万円は、一般及び退職被保険者の高額療養と、高額介護合算療養費に係る経費であり、114ページの3項 移送費は、10万円を計上させていただいております。

4項 任意給付費2,501万1,000円は、出産育児一時金と葬祭費に係る経費であります。

3款、1項 後期高齢者支援金等4億8,654万円は、75歳未満の若年者が4割を負担する、国民健康保険としての保険者負担分と、事務費の拠出金であります。

115ページの4款、1項 前期高齢者納付金等の30万円は、負担の不均衡を調整するための納付金と事務費の拠出金、5款、1項 老人保健拠出金9万円は、老人医療費に係る医療保険者負担分であります。

6款、1項 介護納付金1億8,590万円は、40歳から65歳未満の2号被保険者にかかる介護納付金であります。

次に、116ページをお願いします。

7款、1項 共同事業拠出金9億3,504万6,000円は、高額医療の支出や保険料の平準化など、保険財政の安定化を図るために設けられた共同事業への拠出金であります。

8款、1項 保健事業費1,201万8,000円は、予防医療の推進を図るための経費と、医療費通知など健康意識の啓発を図る経費であります。

117ページの2項 特定健康診査等事業費2,611万3,000円は、疾病の発生抑止と重症化防止につなげるための特定健診に係る経費であります。

9 款、1 項 基金積立金30万7,000円は、基金の利子分を計上しております。

10款 諸支出金、1 項 償還金及び還付加算金290万円は、過年度保険料の還付金及び国庫支出金等の精算による償還金であります。

118ページの11款 予備費は、昨年同額の2,000万円を計上させていただいております。

次に、議案集の96ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為でございますが、これは次年度における業務を円滑に進めるため、期間、限度額についてそれぞれ表のとおり定めるものでございます。

次に、議案集の97ページをお願いいたします。

議第34号 平成27年度瑞浪市介護保険事業特別会計予算について説明をさせていただきます。

平成27年度は、第6期介護保険事業計画の初年度にあたりますので、この計画に基づき、介護サービスの提供と、介護予防を推進するための地域支援事業などを含む各事業の予算を計上しております。

第1条では、歳入歳出の予算総額を、それぞれ32億5,900万円と定めております。

第2条は、債務負担行為を、第3条では、一時借入金金の最高額を5,000万円と定め、第4条では、歳出予算の流用について規定しております。

それでは、予算説明書の129ページをお願いいたします。

初めに、歳入から説明させていただきます。

1 款 保険料、1 項 介護保険料6億6,178万6,000円は、65歳以上の第1号被保険者の保険料であります。

2 款 分担金及び負担金、1 項 負担金114万2,000円は、地域支援事業の利用者負担金であります。

次に、130ページ中段の4 款 国庫支出金、1 項 国庫負担金の5億5,303万6,000円は、介護給付費に対する国の負担分であります。

同じく、2 項 国庫補助金は、1億8,634万7,000円で、うち調整交付金は介護給付費に対し、地域支援事業交付金は、介護予防事業及び包括支援事業に対し、それぞれ負担割合に応じて交付されるものであります。

131ページの5 款、1 項 支払基金交付金8億5,975万2,000円は、40歳から64歳までの2号被保険者が負担する介護給付費の28%分と、地域支援事業費に対する負担分であります。

6 款 県支出金、1 項 県負担金4億3,844万4,000円は、介護給付費に対する県の負担分で、同じく2 項 県補助金638万円は、介護予防事業、包括的支援事業等に対する県の補助金であります。

132ページの7 款 財産収入は、基金の利子を見込んでおり、8 款 繰入金、1 項 一般会計繰入金5億4,991万6,000円は、給付費等に係る市の負担分と、人件費及び事務費の繰り入れ分を計上しております。

133ページの9 款 繰越金、10款 諸収入は、それぞれ表のとおり計上させていただきました。

次に、134ページの歳出の説明をさせていただきます。

1 款 総務費は、1 項 総務管理費から、135ページ中段の4 項 趣旨普及費まで、あわせて1億587万9,000円を計上させていただきました。これは、人件費のほか賦課徴収、認定調査及び認定審査に係る経費であります。

次に、136ページまでの2 款 保険給付費、1 項 介護サービス等諸費は、26億9,208万7,000円で、前年比9,888万8,000円の増となっております。これは、要介護1から5の方への給付費で、在宅サービス、施設サービス、地域密着型介護サービスなどに要する経費であります。

137ページの2 項 介護予防サービス等諸費1億8,001万2,000円は、要支援1、2の方への給付費で、介護予防サービスなどを提供する経費となっております。

138ページの、同じく3 項 その他諸費365万8,000円は、審査支払手数料を、4 項 高額介護サービス等費は、4,330万6,000円を計上させていただいております。

139ページまでの5 項 特定入所者介護サービス等費の1億2,470万8,000円は、入所者の所得に応じて限度額を設け、居住費や食費を補足給付する経費であります。

6 項 高額医療合算介護サービス等費694万4,000円は、医療費と介護給付費を合算して、負担限度額を超える場合に支給する経費を計上しております。

3 款、1 項 基金積立金664万4,000円は、基金の利子分及び第6期計画に基づく積み立てになります。

次に、140ページの4 款 地域支援事業費は、介護予防事業や生活支援サービスなどを提供するもので、1 項 介護予防事業費3,050万円は、人件費のほか、各種介護予防事業に係る経費、141ページまでの2 項 包括的支援事業・任意事業費の6,250万円は、包括支援センターの人件費のほか、権利擁護事業、配食サービス、老人デイサービスなどの経費であります。

142ページまでの5 款 諸支出金、6 款 予備費は、表のとおり計上させていただいております。

次に、議案集の100ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為でございますが、これは、次年度において業務を円滑に進めるため、期間、限度額について表のとおり、それぞれ定めるものでございます。

次に、議案集の101ページをお願いいたします。

議第35号 平成27年度瑞浪市介護サービス事業特別会計予算でございます。

地域包括支援センターが、介護保険指定事業所として、要支援1と2の方の介護予防のケアマネジメントを行う事業費の予算でございます。

第1条では、歳入歳出予算総額を、それぞれ2,710万円とし、第2条は債務負担行為を、第3条では一時借入金の限度額を1,000万円と定めております。

それでは、予算説明書の155ページをお願いいたします。

歳入から説明させていただきます。

1 款 サービス収入、1 項 予防給付費収入1,350万円は、介護予防給付に係るケアプラン作成の介護報酬で、月平均250件を見込んでおります。

2 款 繰入金、1 項 一般会計繰入金1,310万円は、事務管理経費などの一般会計からの繰り入

れで、3款 繰越金は50万円としております。

次に、156ページの歳出を説明させていただきます。

1款 総務費、1項 総務管理費873万7,000円は、職員人件費などであります。

2款 事業費、1項 居宅介護支援事業費1,736万3,000円は、ケアプラン作成のための賃金と、一部を外部委託する経費などであります。

3款 予備費は、前年同額の100万円を計上させていただいております。

次に、議案集の103ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為でございますが、これは、次年度において業務を円滑に進めるため、期間、限度額について表のとおり、定めるものでございます。

以上で、4議案の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

次に、建設部次長 大山一男君。

○建設部次長（大山一男君）

それでは、議第36号 平成27年度瑞浪市農業集落排水事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

議案集の104ページをお願いいたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億3,760万円と定めるものでございます。

2の歳入歳出予算の内容等につきましては、105ページの第1表、歳入歳出予算のとおりでございます。この後、予算説明書で説明させていただきます。

第2条の債務負担行為は、事業を円滑に進めるため、106ページの第2表のとおりでございます。期間と限度額を定めるものでございます。

第3条では、一時借入金の最高額を1,000万円と定めるものでございます。

予算説明書の167ページをお願いいたします。

歳入、1款、1項 分担金250万円は、月吉、日吉南部、大湫の3処理区で5戸の新規加入者を見込んでおります。

2款、1項 使用料2,728万4,000円は、3処理区の使用料と滞納繰越分等を見込んでおります。168ページをお願いいたします。

2項 手数料1万3,000円は、3処理区の使用料の督促手数料を見込んでいます。

3款、1項 一般会計繰入金1億700万円は、一般会計からの繰入金でございます。

4款、1項 繰越金20万円は前年度からの繰越金でございます。

5款、1項 延滞金加算金及び過料3,000円は、使用料の延滞金を計上しております。

169ページをお願いいたします。

2項 雑入60万円は、県工事における補償金を計上しております。

170ページをお願いいたします。

歳出、1款、1項 農業集落排水管理費5,848万4,000円の主なものにつきましては、職員の人件

費、3処理区のクリーンセンターの維持管理費、施設修繕工事及び新規加入者の取付管工事費等でございます。

2款、1項 公債費7,811万6,000円は、市債の償還元金及び利子でございます。
172ページをお願いします。

3款、1項 予備費100万円は、不測の事態に備えるための費用でございます。
以上で説明を終わります。

○議長（熊谷隆男君）

次に、建設部長 石田智久君。

○建設部長（石田智久君）

それでは、議第37号 平成27年度瑞浪市駐車場事業特別会計予算について説明いたします。

議案107ページ、予算説明書181ページをお願いいたします。

議案集をご覧ください。

第1条では、歳入歳出それぞれ1億2,780万円と定め、第2条では、債務負担行為を109ページ第2表のとおり、第3条では地方債の発行について、110ページ第3表のとおり定めております。また、第4条については、一時借入金の最高限度額を1,000万円と定めております。

予算説明書183ページをご覧ください。

主な歳入といたしまして、1款、1項、1目 駐車場使用料3,496万5,000円、3款、1項、1目 基金繰入金1,611万円、次のページにまいりまして、5款、1項、1目 駐車場事業債7,620万円を計上いたしました。

歳出については、185ページでございますが、駅北駐車場管理費におきましては、1億2,292万2,000円を計上し、主なものは、職員人件費、駐車場管理システム保守点検業務委託費、駐車場管理システム借り上げ料、警備委託費、清掃委託費。平成27年度には新たに約100台を増設できるように、拡張整備に係る費用を計上いたしました。

また、2目 浪花駐車場管理費としまして435万3,000円を計上し、主なものは、駐車場機器借り上げ料でございます。

以上、説明といたします。

○議長（熊谷隆男君）

次に、建設部次長 大山一男君。

○建設部次長（大山一男君）

それでは、議第38号と議第39号を説明させていただきます。

初めに、議第38号 平成27年度瑞浪市下水道事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

議案集の111ページをお願いいたします。

第1条の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17億1,290万円とするものでございます。

2の歳入歳出予算の内容等は、112ページの第1表、歳入歳出予算のとおりでございますが、この後に予算説明書で説明させていただきます。

第2条の債務負担行為につきましては、事業を円滑に進めるため、113ページの第2表のとおりでございます。期間、限度額を定めるものでございます。

第3条の地方債は、114ページ第3表のとおりでございます。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。

第4条で、一時借入金の最高額を5,000万円と定め、第5条で、歳出予算の流用規定を定めております。

それでは、予算説明書の197ページをお願いいたします。

歳入、1款、1項 負担金653万7,000円は、稲津町及びその他の面整備事業の実施区域におきまして、1平方メートル当たり310円の受益者負担金と滞納繰越分でございます。

2款、1項 使用料4億8,507万8,000円は、使用料と滞納繰越分等を見込んでおります。

2項 手数料34万5,000円は、指定業者申請手数料及び督促手数料を見込んでおります。

198ページをお願いいたします。

3款、1項 国庫補助金4億361万5,000円は、社会資本整備総合交付金としまして、補助率50%の管渠布設事業と補助率55%の浄化センター改築更新事業及び污水处理施設共同整備事業に対する交付金でございます。

また、防災・安全交付金としまして、補助率50%の下水道長寿命化事業及びポンプ場耐震長寿命化事業と補助率55%の浄化センター耐震補強事業に対する交付金でございます。

4款、1項 県補助金600万円は、前年度事業に対する特定基盤整備推進交付金でございます。

5款、1項 財産売却収入10万円は、浄化センター改築更新事業での撤去品の売却収入を見込んでおります。

6款、1項 一般会計繰入金3億9,290万円は、一般会計からの繰入金でございます。

199ページをお願いいたします。

7款、1項 繰越金100万円は、前年度よりの繰越金でございます。

8款、1項 延滞金、加算金及び過料2万5,000円は、受益者負担金及び下水道使用料の延滞金でございます。

9款、1項 市債4億1,730万円は、管渠布設事業、下水道長寿命化事業、浄化センター改築更新事業及び耐震補強事業等に係る下水道事業債を計上しております。

200ページ、201ページをお願いいたします。

歳出、1款、1項 下水道管理費2億6,774万4,000円の内訳につきましては、1目 一般業務費、1億173万8,000の主なものは、下水道事務経費の職員人件費、使用料徴収事務経費の受益者負担金システムの保守料及び下水道メーター検針・徴収業務負担金、管渠維持管理事業のマンホールポンプ維持管理業務、経営適正化事業の下水道事業の公営企業法適用に向けての経営指導等でございます。

2目 浄化センター管理費1億5,939万9,000円の主なものは、浄化センター事務経費の職員及び嘱託職員人件費、浄化センター管理経費の運転管理に必要な薬品費、光熱水費、計装設備保守点検

業務及び脱水ケーキ運搬処理業務でございます。浄化センター補修事業の施設整備工事等でございます。

3目 ポンプ場管理費660万7,000円は、3カ所の汚水中継ポンプ場の光熱水費、沈砂池等清掃委託と設備修繕工事等でございます。

2項 下水道建設費8億6,714万7,000円の内訳は、1目 管渠布設費3億644万7,000円の主なものにつきましては、管渠布設単独事業の職員人件費及び、管渠布設補助・単独事業をあわせまして、下水道長寿命化事業の管路施設改築の実施設計、計画用調査及び管路内面更正工事と稲津町の污水管布設工事及びマンホール蓋取替工事等でございます。

2目 浄化センター建設費5億6,070万円は、浄化センター改築更新事業の7系水処理施設増設工事、汚水処理施設共同整備事業の共同処理施設の建設工事、浄化センター耐震補強事業の耐震補強工事、ポンプ場耐震長寿命化事業の益見ポンプ場の耐震診断等でございます。

202ページをお願いいたします。

2款、1項 公債費5億7,600万9,000円は、市債償還元金及び利子でございます。

3款、1項 予備費200万円は、不測の事態に備えるための費用でございます。

以上で、下水道事業特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議第39号 平成27年度瑞浪市水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。

議案集の115ページをお願いいたします。

第1条、平成27年度瑞浪市水道事業会計の予算を次のように定めます。

第2条で、業務の予定量は、給水件数1万4,300件、年間総配水量426万立方メートル、1日の平均配水量1万1,671立方メートルとしております。

第3条の収益的収入及び支出の予定額は、収入、第1款 水道事業収益10億8,450万円、支出、1款 水道事業費用11億1,080万円と定めます。

第4条の資本的収入及び支出の予定額でございます。次ページをお願いいたします。

収入、1款 資本的収入1億2,810万円、支出、1款 資本的支出5億3,620万円と定めます。

収益的収支及び資本的収支につきましては、この後、予算説明書にて説明いたします。

第5条の債務負担行為は、事業を円滑に進めるため、期間、限度額を定めるものでございます。

第6条で、一時借入金の限度額を5,000万円と定めます。

第7条では、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めております。

次ページをお願いします。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、職員給与費3,806万1,000円としております。

第9条の他会計からの補助金は、一般会計からの補助金6,650万円であります。

第10条は、たな卸資産購入限度額を300万円と定めております。

第11条の重要な資産の取得は、配水管、釜戸地区配水管800メートルと明世地区配水管283メートルでございます。

続きまして、予算説明書の238ページをお願いいたします。

実施計画明細説明書にて説明させていただきます。

収益的収入及び支出の収入、1款 水道事業収益10億8,450万円の内訳は、1項 営業収益8億5,178万円は、水道料金が主なものでございます。

2項 営業外収益2億3,272万円の主なものは、一般会計からの補助金、長期前受け金戻入、検針委託料振替等でございます。

239ページから240ページをお願いいたします。

支出、1款 水道事業費用は、11億1,080万円で、1項 営業費用10億6,193万9,000円の内訳は、1目 原水及び浄水費4億4,911万2,000円は、県営水道からの受水費でございます。受水費の算定につきましては、基本料金と従量料金との二部料金制でございます。

2目 配水及び給水費1億2,547万3,000円の主なものは、職員の人件費、水質検査・漏水調査・水道施設の維持管理業務等の委託料、配水給水管漏水修理・量水器の修理・水道施設修理等の修繕費及び水道施設電気料等でございます。

241ページをお願いいたします。

3目 総係費3,186万1,000円の主なものは、職員人件費、量水器検針委託料、口座振替手数料、貸倒引当金繰入額等でございます。

242ページをお願いいたします。

4目 減価償却費4億684万3,000円は、有形固定資産及び無形固定資産の減価償却費でございます。

5目 資産減耗費4,865万円は、主に固定資産除去費を見込みました。

243ページをお願いします。

2項 営業外費用4,476万1,000円は、企業債利息が主なものでございます。

3項 特別損失は、10万円を見込みました。

4項 予備費400万円は、不測の事態に備えるための費用を計上しました。

246ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入、1款 資本的収入1億2,810万円の内訳は、1項 工事請負費847万6,000円は、消火栓設置負担金と下水道関連移設補償金でございます。

2項 分担金2,308万2,000円は、新規の加入者分担金で、195件を見込んでおります。

3項 出資金5,521万2,000円は、統合簡易水道企業債償還金及び上水道安全対策に係る一般会計からの出資金でございます。

4項 補助金4,133万円は、ライフライン機能強化等事業の釜戸・明世地区の管路耐震化事業の国庫補助金でございます。

245ページをお願いします。

支出、1款 資本的支出は5億3,620万円で、1項 建設改良費3億7,324万4,000円の内訳は、

1目 事務費1,005万円は、職員の人件費が主なものでございます。

2目 緊急時給水拠点確保事業1億4,005万2,000円は、県に委託する明世地区・釜戸地区の配水管工事と配水池耐震診断の委託料でございます。

3目 配水設備改良費2億1,740万円は、県道及び市道の道路改良工及び下水道関連工事に伴う配水管布設工事等でございます。

246ページをお願いいたします。

4目 営業設備費574万2,000円は、水道会計システムの備品購入費でございます。

2項 企業債償還金1億6,285万1,000円は、企業債の元金償還金でございます。

3項 国庫補助金返還金10万5,000円は、消費税分控除に係る国庫補助金の返還金でございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（熊谷隆男君）

ご苦労様でした。

○議長（熊谷隆男君）

次に、日程第43、発議第2号 瑞浪市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本議案について、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長 石川文俊君。

○議会運営委員長（石川文俊君）

それでは、発議第2号 瑞浪市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、説明させていただきます。

委員会提出議案と議案資料をご覧ください。

この改正は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及び「地方自治法」の一部改正に伴い、関係する条文の整備を行うものであります。

議案資料1ページ、新旧対照表の委員会条例第21条中、「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改めるものであります。

附則の第1項として、施行日は平成27年4月1日とし、第2項で経過措置を定めております。

以上で、発議第2号の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（熊谷隆男君）

ご苦労様でした。

○議長（熊谷隆男君）

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

ここでお諮りします。

あす2月26日から3月2日までの5日間は、本会議を休会にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、あす2月26日から3月2日までの5日間は本会議を休会といたします。

なお、市政一般質問の通告はあす2月26日午後3時までに、報告に対する質疑、議案質疑の通告は2月27日午後3時までをお願いいたします。

また、3月3日午前9時から本会議を再開しますので、定刻までにご参集をお願いします。

本日は、これをもって散会といたします。

ご苦労様でした。

午後3時11分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 熊 谷 隆 男

署 名 議 員 榛 葉 利 広

署 名 議 員 石 川 文 俊